

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

社会・援護局 地域福祉課

消費生活協同組合業務室

目 次

(重点事項)	頁
1 地域福祉の推進について	1
(1) 地域コミュニティ復興支援事業について	
(2) 安心生活創造事業について	
ア 安心生活創造事業のこれまでの取り組みについて	
イ 安心生活創造事業の今後の実施方針について	
(3) 日常生活自立支援事業について	
(4) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について	
ア 計画の積極的な策定について	
イ 計画策定の手続について	
ウ 計画策定の調査について	
(5) 社会福祉協議会について	
ア 社会福祉協議会との連携等について	
イ 市社会福祉協議会の監督権限の移譲について	
(6) 地域福祉等推進特別支援事業について	
ア 地域福祉等推進特別支援事業の活用について	
イ 地域人材活用支援事業（新規事業）について	
(7) 民生委員について	
ア 民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について	
イ 地域主権一括法への対応について	
2 ホームレス等生活困窮者支援について	13
(1) 平成24年度のホームレス対策事業について	
ア 総合的な支援の推進について	
イ 法の取扱いについて	
(2) ホームレスの実態に関する全国調査について	
(3) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について	
(4) パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト事業について	
(5) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業について	
ア 平成23年度事業（モデル事業）について	
イ 平成24年度事業について	
3 生活福祉資金貸付制度等について	21
(1) 震災特例貸付の実施について	
ア 緊急小口資金の特例措置の取扱いについて	
イ 生活復興支援資金の取扱いについて	
(2) 貸付事業の実施体制強化等について	
ア 事務費にかかる財政措置について	
イ 事務費の補助規定の見直し等について	
(3) 暴力団員等による不正利用対策について	
(4) 臨時特例つなぎ資金について	

4	地方改善事業等について	25
(1)	地域主権戦略大綱における「ひも付き補助金」の一括交付金化について	
(2)	地方改善事業の実施について	
ア	隣保館運営事業等の推進について	
イ	継続的相談援助事業等について	
ウ	隣保館の公平中立な運営について	
エ	隣保館と関係部局、機関との連携について	
オ	隣保館職員の資質向上について	
カ	隣保館運営審議会について	
(3)	アイヌ政策の推進について	
(4)	人権課題に関する啓発等の推進について	
5	消費生活協同組合の指導・監督について	29
(1)	地域における生協の社会的役割について	
(2)	改正法の施行に伴う共済事業の事業実施における対応について	
(3)	会計基準の適用について	
(4)	健全な運営の確保について	
(5)	セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について	
(6)	政治的中立の確保について	
(7)	国際協同組合年について	

(連絡事項)

1	全国民生委員児童委員大会について	35
2	全国ボランティアフェスティバルについて	35
3	生活困窮者自立支援室の設置について	35

(参考資料)

1	平成24年度地域福祉課予算（案）の概要	36
2	生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について	37
3	地域主権一括法案による民生委員法の一部改正について	38
4	都道府県別のホームレス数	41
5	生活福祉資金の貸付状況	42
6	高校生の授業料等滞納に係る生活福祉資金貸付（教育支援資金）の取扱いについて	44
7	地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表	46
8	生協法施行規則及び生協法施行規程の一部改正について	47

重 点 事 項

1 地域福祉の推進について

(1) 地域コミュニティ復興支援事業について【P8参照】

昨年11月21日に成立した平成23年度第3次補正予算では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の積み増しを行い、新たに「地域コミュニティ復興支援事業」を追加したところである。

これにより、従来の「ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業」と「地域コミュニティ復興支援事業」を合わせて「社会的包摂・「絆」再生事業」として位置付けたところである。

この「地域コミュニティ復興支援事業」は、東日本大震災等の影響によりコミュニティが弱体化した地域で、孤立する恐れがある、高齢者や障害者、離職を余儀なくされた若年層などが、地域において「絆」やつながりを持ち続けることができるよう、

- ① 住民ニーズの把握、交流場所の提供、生活相談等のサービス提供
- ② 見守り等の支援体制の構築
- ③ 自治体間や関係者同士の総合調整

の3点を柱とした取り組みを一体的に実施し、地域において面的な支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図ることを目的としている。

この事業では、他の自治体に避難している方や応急仮設住宅以外へ避難している方への支援も対象となるので、有効にご活用いただきたい。

事業の詳細については、平成23年11月22日付社会・援護局長通知「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』の一部改正について」（社援発1122第4号）及び同日付事務連絡「地域コミュニティ復興支援事業に関するQ&Aの送付について」にてお示ししているので参照いただき、追加の協議を希望する場合は適宜相談されたい。

(2) 安心生活創造事業について【P9・P10参照】

ア 安心生活創造事業のこれまでの取り組みについて

近年、単身世帯の増加や地域社会及び家族からの孤立等により、見守りなどを行う地域コミュニティの再構築が特に求められており、地域ケア体制整備構想の推進など、公的サービスと制度外の生活支援サービスが包括的に提供される取り組みがなされている。この一環として、平成21年度から、一人暮らし世帯などへの「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行う「安心生活創造事業」を創設し、実施してきたところである。

この事業は、

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源創出の仕組みづくりに取り組む

といった事業の3原則を前提として、厚生労働省が選定した58の地域福祉推進市町村が実施するモデル事業となっている。

この事業の実施に当たっては、社会・援護局地域福祉課に「安心生活創造事業推進検討会」を設置し、事業の評価・検証を行っているところであるが、来年度には事業の成果を取りまとめ報告する予定である。

なお、3月22日及び23日には、厚生労働省講堂にて「地域福祉推進市町村連絡会議」を開催し、優良事例の発表会を行う予定であるので、傍聴を希望される場合は担当係までご相談されたい。

イ 安心生活創造事業の今後の実施方針について

この事業はこれまで3年間のモデル事業として実施してきたところであるが、平成24年度においては、国と地域福祉推進市町村との協働により、これまでのモデル事業の成果を全国に普及することを主たる目的として、新規の市町村も含めて国庫補助を行うこととしている。

【実施方針の概要】

① これまで事業に取り組んできた地域福祉推進市町村（58市町村）

次の要件を満たす市町村に限り、引き続き「地域福祉推進市町村」として取り扱い、2年間を限度として国庫補助（定額10／10相当、原則上限1,000万円程度）を行うこととする。

- a 新たに事業を行う市町村に対する支援（相談・視察の受け入れや全国会議等での事例発表、事業の検討段階での助言等）について協力を行う
- b 要援護者の権利擁護、福祉に関する総合相談、地域の自主財源の創出の仕組みづくりといった今後も継続して取り組むべき課題に取り組む

② 新たに事業に取り組む市町村

前述の国と地域福祉推進市町村との協働による支援を受け、これまでの取組事例を参考として、事業の三原則に基づき事業を実施する市町村については、2年間を限度として国庫補助（定額10／10相当、原則上限1,000万円程度）を行うこととする。

については、検討会の報告や現在厚生労働省ホームページで公表している市区町村の取組事例等を参照の上、地域福祉の推進にこの事業を活用していただくよう、管内市町村への周知をお願いしたい。特に、これまで管内市町村においてこの事業を実施していない県については、積極的に周知をお願いしたい。

(3) 日常生活自立支援事業について

認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が図られる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える日常生活自立支援事業の普及が喫緊の課題である。事業の実施状況をみると、昨年度、初回相談件数が115万件を超える一方、各自治体において大きく差が生じている状況にある。

事業の普及が不十分であれば、福祉サービスが適切に利用できないことによる健康状態の悪化や、消費者被害、経済的虐待の対象となるなど、高齢者や障害者等が地域で安心して生活を継続していく上での大きな壁になると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題になると考えている。

さらに、本事業の重要性とともに、住民に身近な市町村レベルでサービスを提供するための体制整備の必要性については、既に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（平成20年3月）の報告書や「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書（平成20年7月）において指摘されているところでもある。

このようなことから、この事業の実施に当たり、きめ細やかな相談支援体制を整備するため、平成24年度予算（案）においても、引き続き事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会の全市整備を推進するとともに、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結前の相談業務や成年後見制度への移行についても支援を行うこととしている。

各都道府県・指定都市におかれては、本事業の重要性を十分に考慮の上、事業の更なる充実を図るための財源措置などに積極的に対応願いたい。

(4) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について

ア 計画の積極的な策定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下、「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、市区部では9割弱が策定予定である一方、町村部では策定予定が5割に達しない状況である。

地域福祉計画等の策定は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資するものと考えている。地域福祉を推進するために、積極的な計画策定につ

いて、管内市町村への周知をお願いしたい。

なお、厚生労働省では、ホームページにおいて、特に小規模な市町村を中心に優良事例を掲載しているので、計画の策定に当たって参考にさせていただくよう、管内市区町村に周知願いたい。

イ 計画策定の手続について

昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」を受けて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により社会福祉法が改正（平成23年8月30日施行）され、地域福祉計画等の策定の手続のうち、これまで義務とされていた住民等の意見を反映するための措置及び策定した計画の公表が、地域主権の観点から各自治体で判断できるよう努力義務となったところである。

今後の手続については、地域福祉計画等の策定に当たっては地域住民等の意見の聴取や地域住民等への公表が重要なものであることをご理解の上、引き続き、これらの手続を行っていただくようご配慮願いたい。

ウ 計画策定の調査について

地域福祉計画等の策定状況については、例年調査を実施し各自治体の取組状況を把握しているところであり、今年度も3月上旬頃に実施する予定であるので、ご協力願いたい。併せて、当該調査の結果については公表することとしているのでご了知願いたい。

(5) 社会福祉協議会について

ア 社会福祉協議会との連携等について【P11参照】

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます大きくなっている。

特に昨年は、東日本大震災の発災とともに、被災地の社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの立ち上げの中心となり、全国各地の社会福祉協議会にあって被災地に職員を派遣し、被災地の活動の支援を行うなど、大きな役割を果たしたところである。

各自治体においては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や災害時の要援護者支援体制の構築等の一層の促進をお願いしたい。

また、市区町村社会福祉協議会が行う結婚相談事業における基本的人権の尊重及びプライバシーの保護の徹底については、これまでも各自治体において管内の社会福祉協議会に対して、不適切な事例が発生しないよう指導をお願いしてきたところであるが、引き続き管内の社会福祉協議会に対する指導をお願いしたい。

イ 市社会福祉協議会の監督権限の移譲について

昨年8月の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の所轄庁について、都道府県から一般市に権限移譲がなされたところである。このため、一般市の社会福祉協議会であって、その行う事業が当該市の区域を越えないものについては、平成25年4月から、当該市が所轄庁になるので円滑な権限移譲についてご協力いただきたい。

(6) 地域福祉等推進特別支援事業の活用について

ア 地域福祉等推進特別支援事業の活用について

昨年夏の猛暑及び節電による熱中症への対応に当たっては、「地域福祉等推進特別支援事業」（セーフティネット支援対策等事業の中の一つ）の活用について、検討をお願いしたところである。

この事業は、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組、支援を必要とする人々に対する地域福祉活動を活性化する取り組み、生活不安定者に対する自立支援の取り組みにより地域福祉の推進を図る事業であり、この事業を活用し、支援が必要な者の把握やマップ作成、個別訪問による安否確認等を実施することにより、前述の熱中症対策にも資するものである。本事業は、分野横断的な施策に活用できるほか、災害時要援護者支援、ボランティアセンターの運営支援等、様々な取り組みに活用可能なものとなっている。

については、各都道府県や管内市町村において、地域福祉に関する新たな施策を検討する際には、この事業の活用についてもご検討いただき、必要に応じて事業内容等について地域福祉課の担当者に相談いただくよう周知願いたい。

イ 地域人材活用支援事業（新規事業）について【P10参照】

平成24年度予算（案）において、「地域福祉等推進特別支援事業」（セーフティネット支援対策事業の中の一つ）の中に、新規事業として「地域人材活用支援事業」を盛り込んでいる。この事業は、定年退職者や専業主婦等の地域に埋もれている人材を発掘して登録し、地域で支援を必要としている者に対する支援活動等の活躍の場に結びつける事業であり、全体調整を行うコーディネーターの養成や配置、支援活動希望者が行う活動に係る費用等を補助対象としている。

この事業は、地域住民の社会参加を促し、住民同士の支え合い体制の構築を行う事業であり、地域福祉活動に必要な人材の確保にも資するものであるので、積極的に活用していただきたい。

(7) 民生委員について

ア 民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について

【P11・P12・P37（参考資料2）参照】

少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、地域においては、高齢者などへの虐待や孤立死の問題など多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割がますます大きくなっているところである。特に、東日本大震災においては、被災した住民の安否確認や相談支援を行う等、重要な役割を担っているところである。

しかしながら、市区町村においては、個人情報保護に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が民生委員・児童委員に適切に提供されていないとの声がある。

被災県（政令市、中核市）には既に平成24年1月19日付の事務連絡において、「手上げ方式」「同意方式」「関係機関共有方式」等による情報提供をお願いしているが、各都道府県におかれても、次のことに留意の上、管内市区町村に対し、民生委員・児童委員活動に必要な個人情報を積極的に提供するよう助言を行っていただくとともに、民生委員・児童委員の保有する個人情報第三者に漏えいすることがないように、個人情報の適切な管理方法などに関して研修を強化するなど、一層のご協力をお願いしたい。

- ① 民生委員・児童委員の立場は、地方公務員法第3条第3項に基づく特別職の地方公務員であり、民生委員法第15条において守秘義務が規定されている。
- ② 民生委員・児童委員に対する個人情報の取り扱いについては、平成19年8月10日付厚生労働省関係課長連名通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」において、日頃から民生委員児童委員などの関係機関との間で必要な情報の共有を図り、また、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行っていくことが必要である旨の通知がなされている（いわゆる「手上げ方式」「同意方式」「関係機関共有方式」の活用・推進）。
- ③ 今後、厚生労働省では、個人情報の提供に慎重な自治体の問題意識を受けて、積極的に個人情報を提供している市区町村の好事例を収集し、年度内を目処に提供する予定である。

なお、今般、生活に困窮された方が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生しているところであるが、このような実態を踏まえ、平成24年2月23日付の社会・援護局長通知「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」が発出され、民生委員を含めた関係機関との連絡・連携の強化についてお願いしているところでもあるので、ご留意の上、民生委員との一層の連携について管内市町村への周知をお願いしたい。

イ 地域主権一括法への対応について【P38（参考資料3）参照】

地域主権改革の一環である「義務付け・枠付けの見直し」については、これまで地方分権改革推進委員会第二次勧告（平成20年12月）で示された4,076条項について、重点分野を定め、分野ごとに義務付け・枠付けの存置が許容される類型に該当しない事項の見直しが進められてきたところである。

今般の「第三次見直し」については、昨年11月29日に閣議決定されたところであり、平成24年通常国会に一括法が提出される予定となっている。

このうち民生委員法の関係の概要は以下のとおりである。

【民生委員法の一部改正の概要】

- ① 第4条の民生委員の定数については「条例に委任（制定主体は都道府県・政令指定都市・中核市）」し、厚生労働大臣の定める基準については「参酌基準」とする。
- ② 第5条第2項の都道府県知事の民生委員の推薦に係る地方社会福祉審議会への意見聴取については「民生委員の委嘱手続を簡略化する観点から義務の緩和を行う」
- ③ 第8条第2項の民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数については「廃止」する。

施行日は基本的に公布日となるが、①については、平成25年4月1日を施行日とし、施行の日から起算して1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、現行の定数によるものとするとの経過措置が置かれている。

本改正関係については、別途通知することとしているが、法改正により、民生委員・児童委員の重要性に対する認識の低下や質の低下、住民に対するサービスの低下を来すことのないよう、十分に留意の上対応する必要がある。

各都道府県におかれては、内容をご了知いただくとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

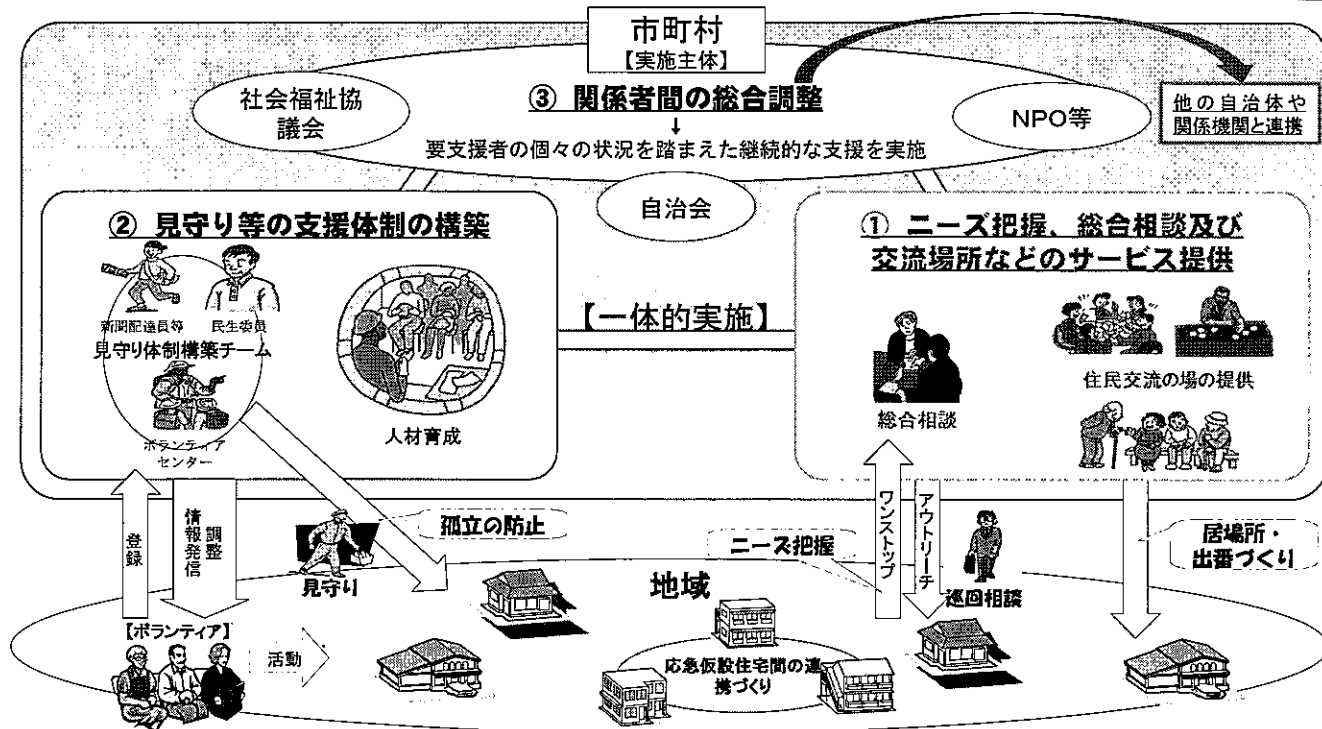
地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

平成23年度第3次補正予算
145億円のうちの40億円

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業)の取り組みイメージ

連絡会議の設置

- 市を中心に、関係者をメンバーとした、事業運営のための連絡会議を設置。

(メンバー例:市職員、社協職員、民生委員、ボランティア団体関係者、社会福祉施設職員、仮設住宅自治会長、商工会議所、医療関係者、大学教員 等)

世帯状況・住民意識の把握

- 仮設住宅や借上げ住宅等の入居者等を対象に、世帯状況や生活再建の程度を把握するためのアンケート調査を定期的
に実施。
→ 生活状態が改善しているか等に関するアンケート調査を行い、復興に関する住民の感覚を定期的に測定。
→ 被災者情報をデータベース化し、関係機関が活用できるシステムを構築。

被災者への生活支援・生活再建支援

被災者への情報提供

- 様々な生活支援情報等を取りまとめ、冊子を作成。仮設住宅や借上げ住宅の入居者等に対して定期的に郵送。

相談員の配置

- 被災した住民が必要なサービスを受けられるよう相談や各種調整等の支援を行う相談員を配置し、仮設住宅や借上げ住宅等への巡回訪問やサロン活動、支援を実施。

支援物資のマッチング

- 様々な団体から寄せられる支援物資について、被災者のニーズと照合し、物資の配送を行う。

交流イベントの開催

- 商店街の空き店舗や仮設住宅の集会所等を活用して交流イベントを開催し、仮設住宅と借上げ住宅の住民間の交流を図る。

安心生活創造事業の成果の普及等について

「安心生活創造事業」（平成21年度創設のモデル事業）

一人暮らし世帯等への「基盤支援」「見守り」「買物支援」を行うことにより、一人暮らし世帯等が、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくりを行う。

【事業の3原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

- ・制度の谷間の問題
- ・善意の支え合いの限界 等

（有識者による成果の評価・検証）

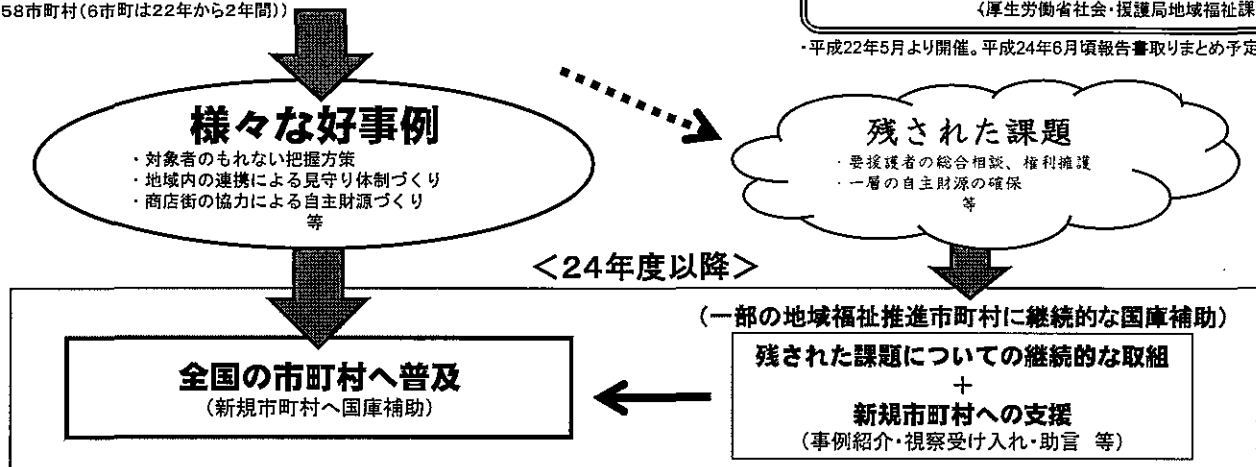
<「地域福祉推進市町村」による3年間のモデル実施>

（58市町村（6市町は22年から2年間））

安心生活創造事業推進検討会

〈厚生労働省社会・援護局地域福祉課〉

・平成22年5月より開催。平成24年6月頃報告書取りまとめ予定。



※ 補助率 定額（10/10相当）原則上限1,000万円程度

安心生活創造事業・地域福祉推進市町村について

市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果の検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換、先駆的取組の情報発信等を行う。（平成21年度からのモデル事業）

北海道・東北ブロック		関東ブロック		中部ブロック		近畿ブロック		中国・四国ブロック		九州ブロック		
北海道	登別市	茨城県	牛久市 ※	新潟県	新潟市	三重県	伊賀市	鳥取県	出雲市	福岡県	北九州市	
	本別町		栃木県		鹿沼市		三条市		名張市		美咲町	飯塚市
	東川町				大田原市		富山県		氷見市 ※		滋賀県	甲賀市
	福島町	埼玉県	行田市	石川県	宝達志水町	京都府	南丹市	安芸高田市	佐賀県	小城市		
岩手県	西和賀町	千葉県	千葉市	長野県	茅野市	大阪府	豊中市	山口県	周南市	熊本県	合志市	
秋田県	大仙市		市原市		駒ヶ根市		阪南市 ※		長門市		人吉市	
	湯沢市		鴨川市		軽井沢町	兵庫県	西宮市	徳島県	徳島市	大分県	臼杵市 ※	
山形県	酒田市	東京都	品川区	岐阜県	美濃加茂市		尼崎市		琴平町 ※		中津市 ※	
	飯豊町		墨田区		愛知県		高浜市	宝塚市	香川県	宮崎県		美郷町
			神奈川県	横浜市			奈良県	芦屋市				
		山梨県	小菅村				天理市					
小計	9市町	小計	12市区村	小計	9市町	小計	11市	小計	8市町	小計	9市町	
										合計	58 市区町村	

※の市町村は22年度から実施

(参考) 安心生活創造事業の主な取組例

【対象者のもれない把握に向けた取り組み】

- 住民自治組織のメンバーが主体となって生活実態調査を実施。調査から戸別訪問を希望された方の自宅を社会福祉士が訪問。
- 福祉介護調査と健康調査による全戸調査を実施して把握した要援護者の個人情報を、行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターで共有。
- 行政と社協が協力してタウンミーティングを行い、自治会に支えあい活動の必要性を説明。その結果、自治会において要援護者やその支援者の家が記載された地図を作成。

【見守り体制づくり】

- 自治会長や民生委員などで見守りチームを構成するとともに、住民ボランティアの他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、乳酸菌飲料販売員等と連携し、新聞や郵便物がたまっている等の異常があれば通報し、安否確認を行う仕組みを創設。
- 団地の自治会・民生委員を中心にNPO法人を設立し、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。
- 住民ボランティアに対して一定の研修を行い、一人暮らし高齢者等に対する定期訪問やサービス紹介等を行う。

【自主財源創出の仕組みづくり】

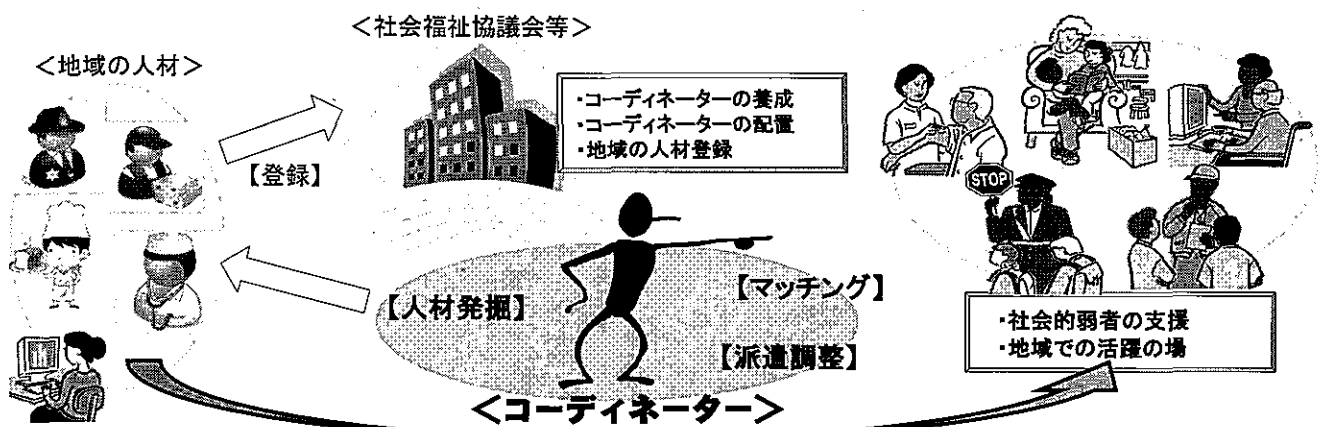
- 農家や福祉作業所等と連携し、地域の特産品を活用した製品を製造。売り上げの一部を事業費に充てる。
- 商工会と連携し、一人暮らし高齢者等に対して訪問販売や様々な生活支援サービスを提供する店舗を登録した電話帳を作成し、見守り対象者に対して配布。登録者から広告料を徴収し事業費に充てる。
- 遠方に住んでいる一人暮らし高齢者の家族からの寄付やふるさと納税を活用し、この事業費に充てる仕組みの構築。
- 共同基金や民間事業者による寄付制度の活用、募金箱や寄付金付自動販売機の設置。

地域人材活用支援事業

セーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業の一部)

高齢化の進展等により地域には支援の必要な社会的弱者が増加する一方、定年退職された方等で様々な資格やノウハウを持った方々が、社会貢献活動を行いたいと意欲を持っているなど潜在的な社会資源がまだまだあるのが現状。しかし、多くは活躍の場を見つけることなく、地域に埋もれてしまっている状況。

そのため、このような潜在的な社会資源を発掘し、活躍の場に結びつけるコーディネーターを養成・配置し、定年退職された方はもとより、主婦や現役世代も含め、そのノウハウを地域に還元していただき、高齢者や障害者など社会的弱者等に対する支援を行うことにより、地域の再生・支え合い体制の構築を行うものである。



【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【補助率】 1/2

被災地における社会福祉協議会の活動事例

【岩手県 大船渡市社会福祉協議会の事例】

- 被災者の課題を把握し、被災した住民が必要なサービスを受けられるよう相談等の支援を行う「生活支援相談員」を配置し、仮設住宅への見守り訪問やサロン活動を実施。
- 市内で活動しているNPOや行政、民生委員等と連携体制を構築し、長期的な支援活動を図る。

【宮城県 山元町社会福祉協議会の事例】

- 生活支援相談員による訪問活動やイベント活動による被災住民同士の交流活動を推進。

【宮城県 南三陸町社会福祉協議会の事例】

- 「緊急雇用創出基金」を活用した町内の被災者雇用により、仮設住宅での地域の住民同士での見守りや福祉・生活支援へのつながりを行う。

【福島県 富岡町社会福祉協議会の事例】

- 同じく全町避難をした川内村社協と共同で「おたがいさまセンター」を設置。外部からのボランティアだけでなく、避難している住民自身が主体的に参加することで住民同士が助け合う仕組みを構築。※現在は川内村と独立して運営
- 仮設住宅等への支援を一元的に行っている。

【福島県 新地町社会福祉協議会の事例】

- 行政と協議し、保健センターや地域包括支援センターと情報共有し、支援活動を実施。
- 生活支援相談員を配置し、仮設住宅のひとり暮らし高齢者等のマップを作成し、訪問活動を実施。

被災地における民生委員の活動事例

【岩手県 陸前高田市と住田町の事例】

- 震災により陸前高田市は壊滅的被害を受け、市内の民生委員83人のうち、死亡は11人、住宅損壊41人。
- 陸前高田市と同一生活圏にあった住田町の民生委員児童委員協議会（民児協）は、同町社会福祉協議会（社協）や陸前高田市の社協・民児協と連携し、在宅避難者を中心に要援護者訪問調査活動を実施。
- 被災住民のニーズを把握し、社協や地域包括支援センターにつなげて課題解決を図った。

【宮城県 名取市の事例】

- 平時から地区民児協では民生委員による担当区域の災害時要援護者台帳の整備を推進。自主防災組織や町内会、区長と日頃から連携し、災害発生時の情報共有について確認。
- 発災後、民生委員はそれぞれ、担当区域の一人暮らし高齢者の安否確認等を実施。避難所での生活が困難な在宅者には炊き出しの食事や物資を届けた。

【福島県 大熊町の事例】

- 平時から要援護者台帳と防災マップを作成。役場や警察、消防への情報提供について本人の同意を得ていた。
- 発災後、担当区域の安否確認を実施し、避難指示に応じて高齢者等を誘導。
- 避難先では、避難者に対する相談・支援のために県の民児協と連携して仮設住宅を巡回。社協の相談員等と協力し、個別相談や孤立防止の支援を継続している。

民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について

少子高齢化の進展、家族機能の変化、虐待や孤立死の問題

↓
地域における多様な生活課題の顕在化、災害時における要援護者の安否確認等

↓
民生委員・児童委員に期待される役割がますます増大

↓
民生委員・児童委員と行政との適切な個人情報の共有が必要

○手上げ方式及び同意方式による情報共有

- ・要援護者名簿等への登録を積極的に周知し登録者を募集(手上げ方式)
- ・要援護者に対して個別に情報共有の了解を得る(同意方式)

○個人情報保護条例の運用による情報共有(関係機関共有方式)

- ・「明らかに本人の利益になると認められる」として積極的に情報共有
- ・個人情報保護審議会の活用

↓
民生委員活動に必要な個人情報を市町村は積極的に提供するように周知願いたい。

(参考)

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(平成19年8月10日 厚生労働省6課長連名通知)(抄)

(3) 民生委員児童委員等に対する情報提供について

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないよう配慮願いたい。

2 ホームレス等生活困窮者支援について

(1) 平成24年度のホームレス対策事業について【P17参照】

ア 総合的な支援の推進について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）及び法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成24年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業などを実施することとしているので、各自治体におかれては、特定非営利活動法人、社会福祉法人等の民間団体（以下「NPO等民間団体」という。）との連携、協力の下、事業の推進を図られたい。

イ 法の取扱いについて

議員立法である同法は10年間の時限立法であり、平成24年8月に失効の時期を迎えることとなる。同法の取扱いについては、現在、民主党において期限延長に向けた対応が進められている状況にある。今後取扱い等について情報提供することとしているのでご了解願いたい。

(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査、生活実態調査）については、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、各自治体にご協力いただき実施しているところである。

このうち、概数調査については来年度（平成25年1月を予定）も実施する予定であり、平成24年度予算（案）においても、当該調査に係る所要の経費を確保したところであるので、引き続きご協力願いたい。

また、生活実態調査（29自治体にご協力をいただき平成24年1月実施）については、今後調査結果の分析・評価を行い、平成25年に予定している基本方針の見直しに向けた政策評価等に活用することとしている。その内容等については、適宜情報提供するのでご活用願いたい。

(3) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について【P18・P19参照】

厳しい雇用失業情勢が続く中、「職」と「住まい」を失った方や身寄りがなく路上生活を余儀なくされる方など貧困・困窮者に対しては、地域社会で自立し、安定

した生活を営めるよう引き続き支援を行うことが強く求められているところである。

このため、平成22年度補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策分）に積増しを行い、ホームレスはもとより、「職」と「住まい」を失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を新たに対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」（以下「絆事業」という。）を実施しているので、積極的にご活用願いたい。

なお、絆事業は平成23年度第3次補正予算において「地域コミュニティ復興支援事業」と合わせて「社会的包摂・「絆」再生事業」として再編されたのでご了解願いたい。

絆事業の内容については、既に平成23年11月22日付社会・援護局長通知「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』の一部改正について」（社援発1122第4号）で周知しているが、ホームレスの方などへの支援に当たっては、自治体だけでなく、日頃から信頼関係を構築しているNPO等民間団体と連携して事業を実施することが効果的であることから、絆事業のメニューの一つである「NPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業」を積極的に活用されるようお願いしたい。なお、本事業の実施状況（予定含む）は以下の通りとなっている。

NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の運営状況（平成23年6月末時点、実施予定含む）

自治体		活 動 分 類								
		炊き出し	配食・ 食事会	生活相談・ 支援	就労相談・ 支援	宿所提供 シェルター	衣類・日用品 寝袋等提供	集いの場 サロン	巡回・ 見回り	その他
千葉県	1	○		○	○	○	○	○	○	
新潟市	2					○				
岐阜市	3	○	○	○			○		○	
愛知県	4			○	○	○		○	○	
	5			○	○			○	○	
	6			○	○			○	○	
	7	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8			○	○			○	○	○
大阪府	9			○						○
	10			○	○	○				○
和歌山県	11			○		○	○			
広島市	12			○						
熊本市	13			○	○	○			○	○
合計	13団体	3	2	12	8	7	4	6	8	4

（社会・援護局地域福祉課調べ）

(4) パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクト事業について

【P19・P20参照】

パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクトについては、平成22年度から内閣府が募集を行い緊急雇用創出事業臨時特例基金〔所管：職業安定局〕を活用して実施しているが、今回の東日本大震災の影響もあり、社会的排除リスクの連鎖・蓄積を止めるための包括的、予防的な対応の重要性が増してきていることから、当該プロジェクトについては、社会的排除リスクの高い者を幅広く対象としたモデル事業として継続発展（新モデルプロジェクト）させ、これらの取り組みの制度化に向けた検討を進めることとしたものである。

このため、平成23年11月に内閣府が募集を行った本事業の第3次実施分（「新モデルプロジェクト」26地域）については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」を活用して実施することとしたものである。

本プロジェクトの実施に関する事務は従前どおり内閣府が行い、事業実施に係る交付金の執行に関する事務については地域福祉課が行うこととしている。なお、交付金については既に交付決定済みであるので、適切な執行を図りたい。

25年度以降の実施方針については、当該モデル事業の実施状況等を踏まえたうえで検討することとしている。

(5) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業について【P20参照】

ア 平成23年度事業（モデル事業）について

昨年1月18日に、内閣総理大臣の指示により内閣官房に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、この特命チームにより、8月10日に「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」がとりまとめられたところである。

この中で、「生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の悩みを傾聴するとともに、問題を解決するワンストップ型の相談支援が必要であり、こうした体制を早急に整備する必要がある」との提言が行われたことを踏まえ、内閣官房社会的包摂推進室において、平成23年度第3次補正予算に約4.7億円を盛り込み、「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を創設したものである。

補正予算の成立後、厚生労働省に予算の移し替えがなされたため、地域福祉課において事業の実施団体の公募を行い、本年1月27日に外部有識者による選定委員会を開催し、「一般社団法人社会的包摂サポートセンター」を実施主体として決定したところである。

この事業は、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業であり、

平成23年度は被災地を始めとするモデル事業として実施することとしている。
この事業により地域で課題解決のための支援を行うに当たっては行政機関との連
携が重要となるので、事業実施団体へのご協力をお願いしたい。

一般社団法人社会的包摂サポートセンター ホームページ <http://279338.jp/>

イ 平成24年度事業について

平成24年度については、全国で事業展開することとして、内閣官房が平成
24年度予算（案）に必要な予算を計上しているところである。事業の実施団体
については、改めて公募により決定される予定であるが、事業の円滑な実施にご
協力をお願いしたい。

ホームレス対策について

根拠法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日公布・施行 法律第105号、議員立法)

ホームレスの定義(法第2条)

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレス自立支援法における施策の目標等(法第3条第1項)

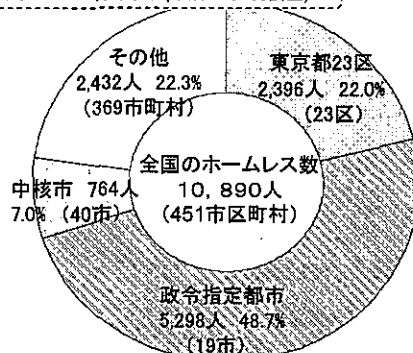
○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、全国調査を毎年1月に実施。
(平成23年は15年と比べ、▲14,406人(△56.9%)。)

調査年	ホームレスの数	前回との増減
平成15年	25,296人	
平成19年	18,564人	▲6,732人(△26.6%)
平成20年	16,018人	▲2,546人(△13.7%)
平成21年	15,759人	▲259人(△1.6%)
平成22年	13,124人	▲2,635人(△16.7%)
平成23年	10,890人	▲2,234人(△17.0%)

全国のホームレス分布状況(平成23年1月調査)



「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(議員立法)の概要

1. 公布・施行

- ・平成14年8月7日公布・施行
- ・施行から10年後に失効(平成24年8月6日)

2. ホームレスの定義

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者

3. 目的

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資すること。

4. 国の責務等

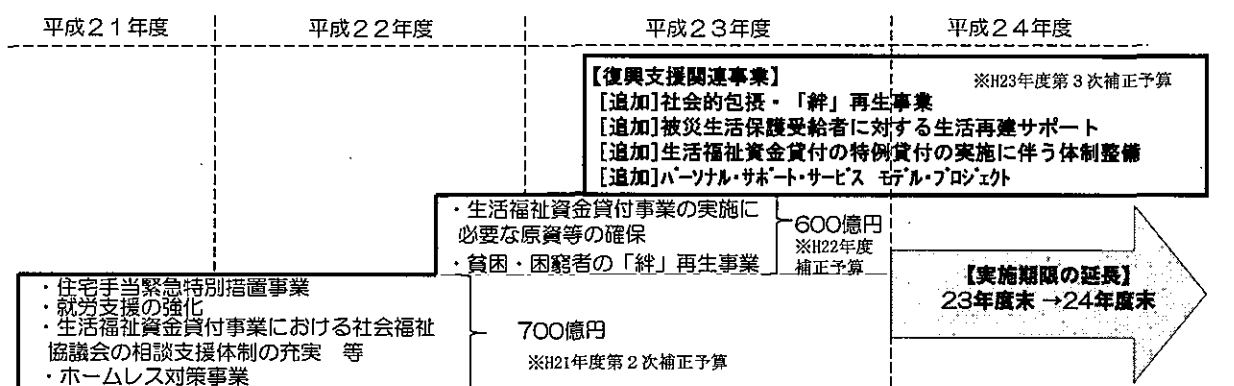
- (1) 国の総合的施策の策定・実施の責務、全国調査の実施、財政上の措置の努力(地方公共団体、民間団体への支援)
- (2) 地方公共団体の実情に応じた施策の策定・実施の責務
- (3) ホームレスの自立への努力、国民の協力

緊急雇用対策事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)の積み増し、延長

平成23年度第3次補正予算 約367億円

- 避難者の孤立化等の課題に対応するため、被災者への生活支援等に資する復興支援関連事業を実施。
【追加事業内訳】・社会的包摂・「絆」再生事業
 ・被災生活保護受給者に対する生活再建サポート
 ・生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備
 ・パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト
- ※ 既存事業についても延長実施

○ 緊急雇用創出基金(住まい対策)



23年度3次補正予算における追加事業の概要

・ 社会的包摂・「絆」再生事業

地域において「絆やつながり」を持続けることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の仕組みによる社会的包摂を進めるための取り組みを支援するとともに、震災の影響による失業者の路上化防止、生活再建を図る。

・ 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート

生活基盤を失ったり、遠隔地への避難を余儀なくされた被災生活保護受給者の生活再建を図るため、社会福祉士等の「生活再建サポーター」による個別支援を行う。

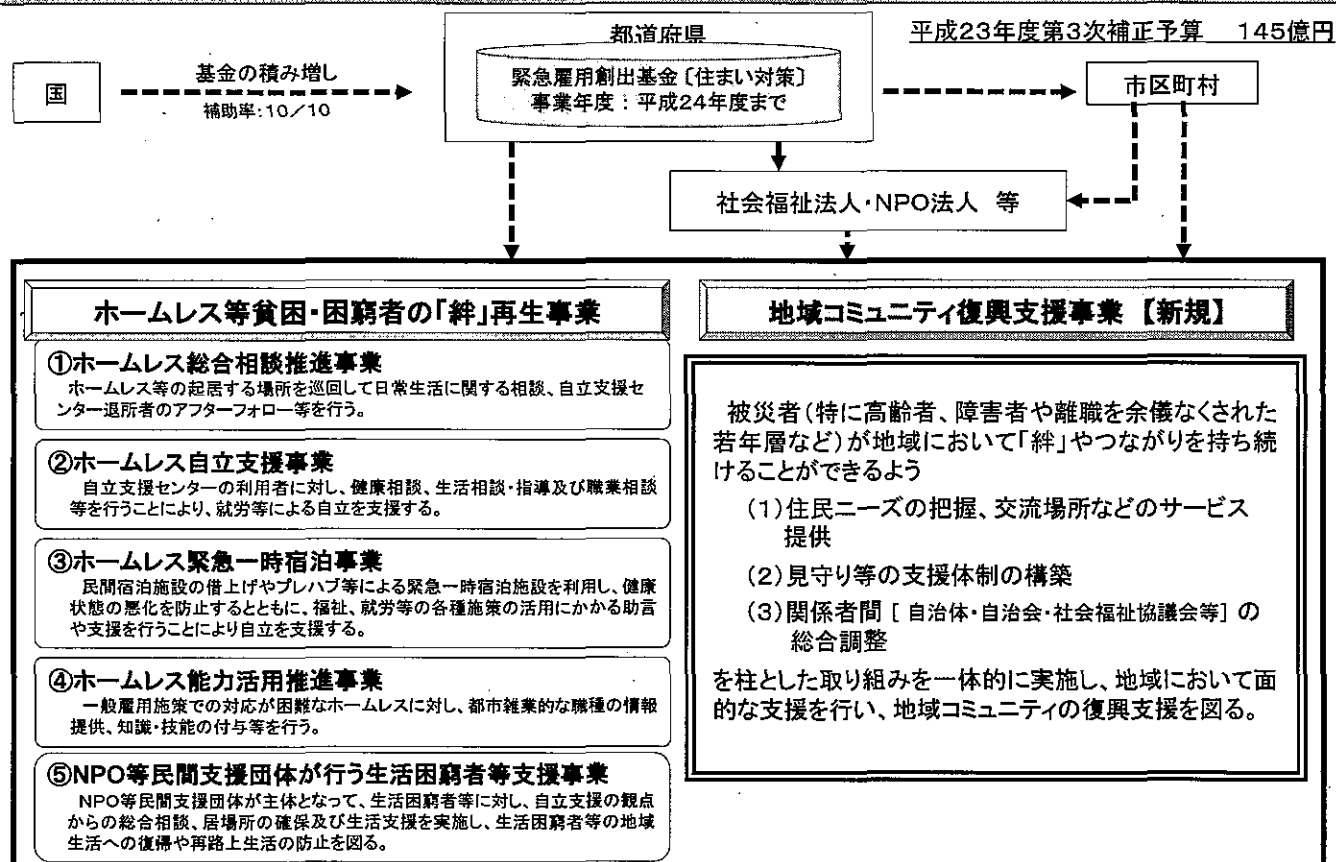
・ 生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備

被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付けを行うことにより、生活の復興を支援する生活福祉資金貸付の特例貸付の実施体制の整備を行う。

・ パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト

様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施するパーソナル・サポート・サービスについて、全国20か所程度でモデル・プロジェクトを実施する。

社会的包摂・「絆」再生事業



パーソナル・サポート・サービス モデル事業

23年度第3次補正予算
28億円

様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施

- 複雑に絡み合った生活困難者の抱える問題の全体を受け止める
- 特定の制度の範囲のみの支援や他の機関に回付して終わる支援ではなく、あくまでも当事者が必要とする支援策を制度横断的にコーディネートする
- 当事者と伴走し、自立生活が軌道に乗るまで継続して支援する
- 様々な領域の支援機関と目標や情報を共有し、効果を評価・確認しながら支援する

第1のセーフティネット
雇用保険

失業時の所得保障

第2のセーフティネット
緊急人材育成支援事業
訓練・生活支援給付
住宅手当
など

雇用保険が受給できない者への職業訓練と期間中の生活費の給付

求職中の住居喪失者(おそれのある者を含む)への家賃助成

※10月より求職者支援制度が創設

最後のセーフティネット
生活保護

パーソナル・サポート・サービスを必要とする領域

・様々な生活上のリスクが重なり、自分の力だけで必要な支援を活用して自立することが難しい
・対象や制度別に構築した支援体制では、複雑に絡み合った問題の全体を受け止めて支援することが難しい

家族関係をめぐる問題

家族関係の断絶、家庭の崩壊、家族間の攻撃、暴力、虐待 など

精神保健をめぐる問題

うつ、不安、発達障害、知的障害、依存症など

社会的な関係をめぐる問題

いじめ、不登校、引きこもり、社会的な孤立・排除 など

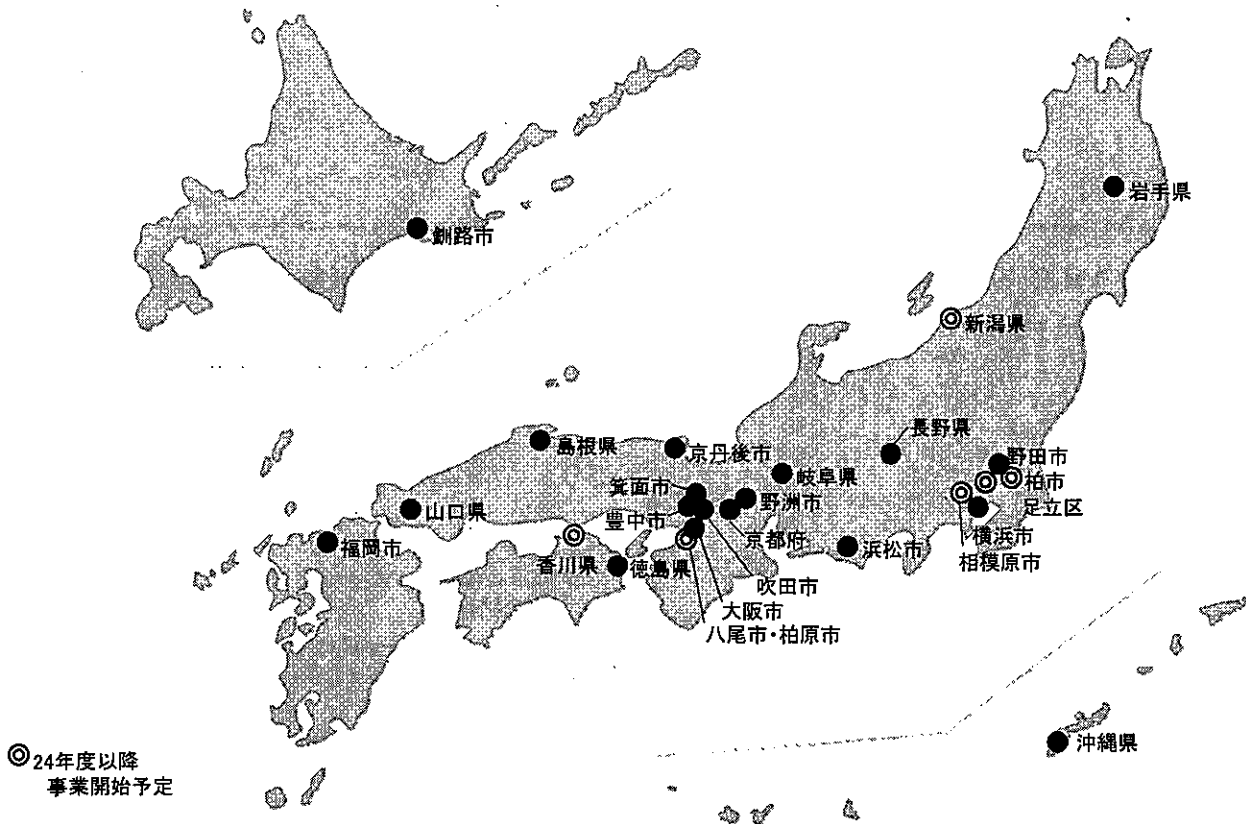
経済的な問題

多重債務、事業の失敗・倒産、消費者トラブル・被害 など

(他に、健康上の問題、教育をめぐる問題などが考えられる。)

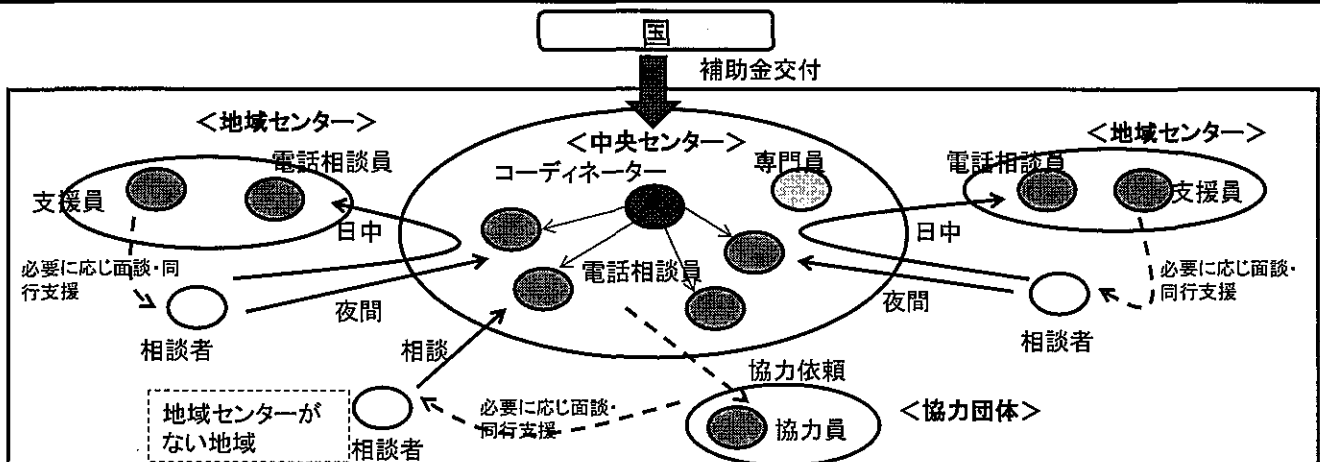
パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト実施地域

平成24年2月21日 現在



社会的包摂ワンストップ相談支援事業

- 「東日本大震災からの復興の基本方針(5(4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進)(平成23年7月29日)」にも指摘されているように、東日本大震災の発生により、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが急速に高まっており、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の悩みの傾聴や問題解決するワンストップ型の相談支援が必要。
- 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームによる「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」(平成23年8月10日)を踏まえ、24時間365日、全国からつながる電話相談窓口を設置するとともに、被災地を始めとして、電話相談を具体的な解決に繋げるための寄り添い支援を行う「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を創設。
- 事業は、公募により選定した法人が実施。
- 平成23年度3次補正予算額 468百万円(11月30日付けで内閣官房から厚生労働省に予算の移し替え)
※なお、平成24年度は内閣官房にて予算案に計上(1649百万円)



3 生活福祉資金貸付制度等について

(1) 震災特例貸付の実施について

ア 緊急小口資金の特例措置の取扱いについて

生活福祉資金貸付制度は、昭和30年度の制度創設以来、各都道府県社会福祉協議会が実施主体となり時代のニーズに合わせて改善を重ね、低所得者などに対するセーフティネット施策の一つとしての役割を担ってきたところである。

特に東日本大震災においては、自らも被災している状況にもかかわらず、震災直後から特例貸付等の貸付事業を行った社会福祉協議会に感謝申し上げる。

今回の大震災においては、被災者の一時的に必要な資金ニーズに対応するため、緊急小口資金の特例措置を講じ、約7万件、100億円（平成24年1月末現在）の貸付による被災者支援を実施したところである。

本特例措置の貸付状況については、大震災発災直後の昨年4月に貸付決定件数のピークを迎え、その後は急速に減少している状況にあることから、本特例措置による受付は本年3月31日までとする予定（別途通知を発出予定）であるので、ご了承ください。

イ 生活復興支援資金の取扱いについて【P24参照】

被災した低所得世帯への支援策として実施している生活復興支援資金貸付については、当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するために創設したものである。

本貸付は、今後も被災者への生活復興支援策として重要な施策であることから、積極的かつ迅速的に貸付が行われるよう社会福祉協議会へ周知願いたい。

(2) 貸付事業の実施体制強化等について【P24参照】

ア 事務費にかかる財政措置について

生活福祉資金の実施主体である都道府県社会福祉協議会が行う貸付・審査業務に係る事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査の実費弁償費等、必要な経費については制度の趣旨・目的を踏まえ、都道府県に1/2の負担（セーフティネット支援対策等事業費補助金）をお願いしているところである。

特に平成21年10月の貸付事業の見直しにより、貸付件数は大幅に増加（平成22年度の貸付件数は平成20年度に比し約5.5倍）しており、窓口や審査体制の強化に加え、生活再建に向けての支援が必要となっている状況にある。

また、当該貸付事業は単に貸付けを行うのみではなく「相談支援」や「自立支援」を行うことも事業の重要な目的であることから、自立支援等に必要な人員配置など貸付事業の実情を踏まえ所要の財政措置を図られるよう配意願いたい。

イ 事務費の補助規定の見直し等について

貸付件数の大幅な増加に伴い償還に関する取組みも重要となることから、新たな取組みとして、償還指導に必要な人員配置や督促通知等償還に関する取り組みに対する経費について一定額の補助（10／10相当）を行うこととしたので、償還に向けた取組みの一層の推進を図られたい。

なお、窓口となる市区町村社会福祉協議会の相談員の配置経費等については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」において措置しているところであるが、同基金の事業実施期間については、平成23年度第3次補正予算において平成24年度末まで延長されたので、社会福祉協議会の実情を把握の上、有効活用されたい。

（3）暴力団員等による不正利用対策について

生活福祉資金貸付に関する不正利用対策については、平成22年8月6日付け地域福祉課長通知「生活福祉資金の適正な貸付けの実施について」（社援地発0806第1号）により、社会福祉協議会が警察等関係機関と円滑な連携が図られるよう必要な支援を行うようお願いしているところである。しかしながら、昨年においても、一部の地域において暴力団員等が虚偽の内容による不正な申請を行い借入を行っている事例の報道がなされている。

暴力団員は、反社会的行為により国民生活の安全と平穏を脅かす若しくは実際に危害を加えるものであり、そのような暴力団員に対して貸付が行われることになれば、公的資金を原資とする貸付金が暴力団の資金源となり、暴力団の維持存続に利用される恐れも生じる。このため、有事の際に警察と社会福祉協議会の連携による迅速な対応が可能になるよう、都道府県からも警察に事前に協力を求めるなど、社会福祉協議会が警察から必要な支援を得られるよう引き続き支援願いたい。

（4）臨時特例つなぎ資金について

平成21年10月に創設した臨時特例つなぎ資金貸付事業については、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、公的給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付けることにより、その自立を支援することを目的としたものである。

本事業は経済危機対策の一環として実施しているものであるが、経済・雇用情勢等が依然として厳しい現状をふまえ平成24年度においても引き続き実施することとしているので、迅速に貸付が行われるよう社会福祉協議会へ周知願いたい。

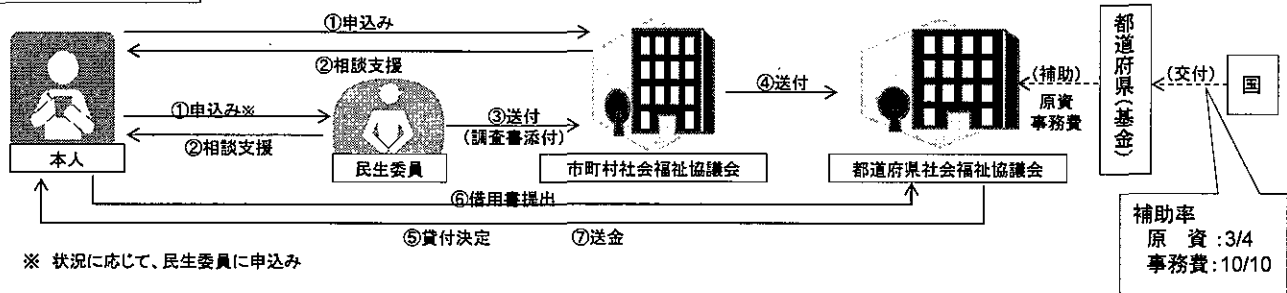
生活福祉資金貸付事業の特例貸付の実施に伴う体制整備

平成23年度第3次補正予算 165億円

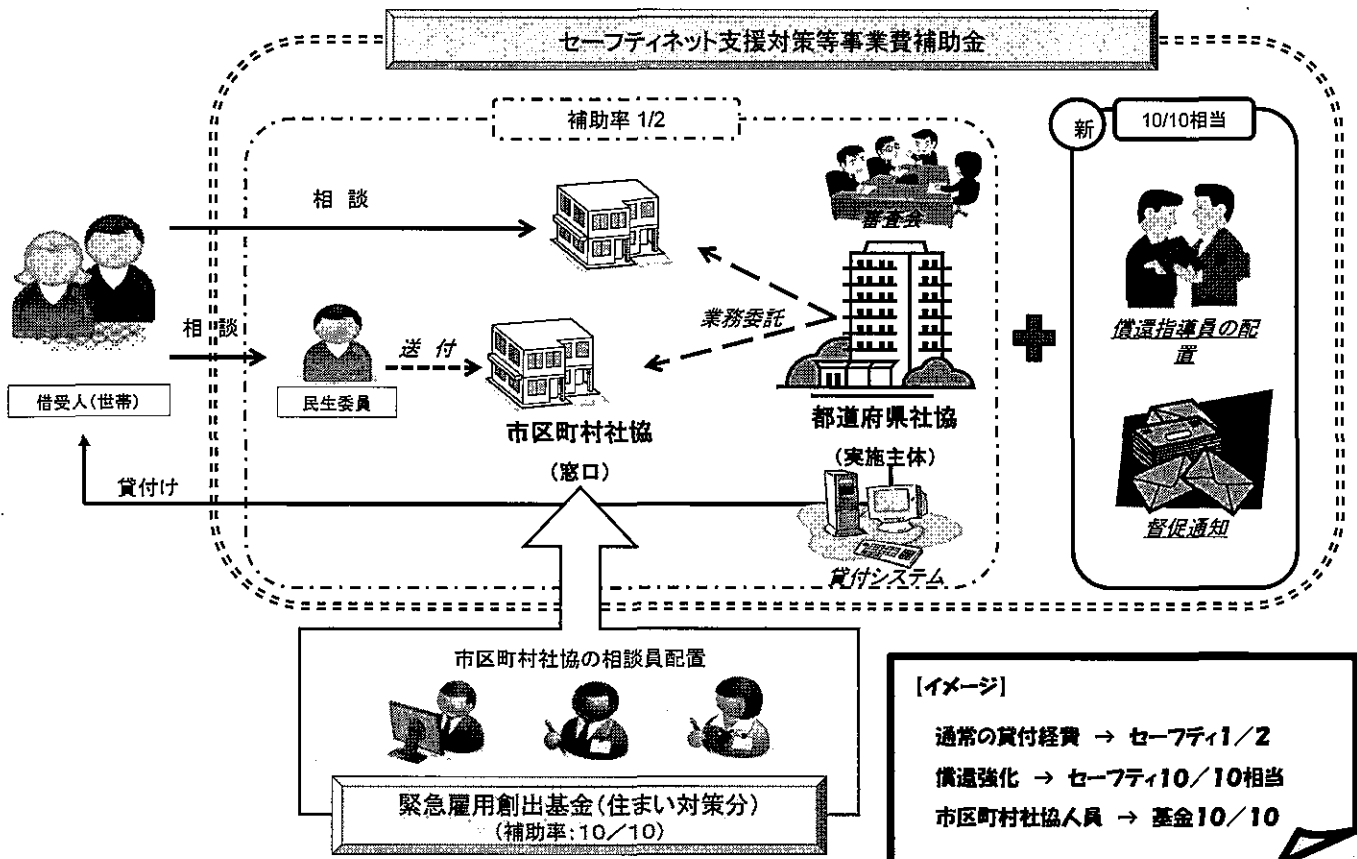
生活復興支援資金の貸付内容

貸付対象	被災した低所得世帯	
貸付内容	①一時生活支援費（当面の生活費）	月20万円（単身世帯は15万円）以内×6月
	②生活再建費（転居費、家具什器等の購入費）	80万円以内
	③住宅補修費	250万円以内
据置期間	2年以内	
償還期限	20年以内	
貸付利子	無利子（保証人なしの場合は年1.5%）	
連帯保証人	原則1名（保証人なしでも貸付可）	

貸付手続きの等の流れ



生活福祉資金貸付事業事務費のイメージ



4 地方改善事業等について

(1) 地域主権戦略大綱における「ひも付き補助金」の一括交付金化について

平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱において、「地域主権」を確立するため国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」にするとの方針の下、地域主権戦略会議（事務局：内閣府地域主権戦略室）において、現行の補助金、交付金の取扱いについて検討されてきたところである。

地方改善事業費補助金（隣保館運営費等補助金）については、これまで一括交付金の「対象外」とするよう要請してきたところであるが、「経常（サービス）」に係る補助金、交付金については、今後、地方の意見を聞きながら引き続き検討を進めることとなり、平成25年度概算要求時にあらためて検討されることになったのでご了解願いたい。

したがって、平成24年度予算（案）においては、本補助金は「一括交付金化」されていないので、各自治体におかれては、引き続き、本補助金により地方改善事業の推進にお取り組み願いたい。

なお、地方改善施設整備費補助金については、現在のところ、平成23年度より「特定補助金」（3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断するもの）として位置づけられているところである。

(2) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等の推進について

隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年7月）に基づき、平成9年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を総合的に行っているところである。

隣保館運営事業等は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や同事業は実施されなかったが地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で行われているところであるが、社会・経済情勢の変化に伴い、これらの地域においても住民ニーズは多様化して

いるところである。

本事業の今日に至るまでの歴史的経緯や背景を鑑み、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなどし、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるようご周知願いたい。

また、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、ご周知願いたい。

イ 継続的相談援助事業等について【P 4 6（参考資料 7）参照】

継続的相談援助事業については、各自治体において関係機関職員等からなる支援方策検討会による支援の他、福祉や教育などの分野の専門職による個別相談をあわせた効果的な支援が行われているところである。これら各自治体における取組みを支援するとともに予算を効果的、効率的に執行する観点から、平成 2 4 年度より「継続的相談援助事業（補助基準額 1 館当たり 419,000 円）」を見直し、「相談機能強化事業（補助基準額 1 館当たり 1,132,000 円）」に組みかえる予定である。また、「隣保館デイサービス事業」や「広域隣保活動事業」など他の事業についても、予算執行実績等を踏まえ国庫補助基準額を見直す（国庫補助基準額（案）は参考資料 7（P 4 6）参照）こととしているのでご周知願いたい。

ウ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

エ 隣保館と関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

オ 隣保館職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容と

した研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

カ 隣保館運営審議会について

「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

(3) アイヌ政策の推進について

アイヌ政策の推進については、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）及び第3回アイヌ政策推進会議（平成23年6月）における作業部会報告を踏まえ、現在、「政策推進作業部会」が開催されており、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の報告の趣旨を実現するための検討などが行われているのでご周知願いたい（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

(参 考)

「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告書（平成23年6月） 一抜粋一

このようなことから、「アイヌの人々が、居住地に左右されず自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるようにするための支援が必要」であり、「立法措置がアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有する」としている懇談会報告書の指摘も、この機会に再度確認しておきたい。とりわけ、今回の調査結果を踏まえると、全国的見地からの生活・教育面での支援策、特に安定した就労への支援、高等教育機関への進学支援、北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援及び生活等の相談に対応する等の措置等について、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点からの検討が望まれる。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、近年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの記載項目等が基本的人権への配慮を欠いていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、引き続き管内市町村などに対して指導願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

5 消費生活協同組合の指導・監督について

(1) 地域における生協の社会的役割について【P 3 3・P 3 4 参照】

消費生活協同組合（以下、「生協」という。）は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢化社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

このような先進的な取組みによって蓄積されたノウハウは、生協間の連帯により共有され、東日本大震災の被災地における「移動販売」「買い物バス」等の実施に有効に活用されている。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施、セーフティネット支援対策等事業費補助金『社会的包摂・「絆」再生事業』の活用等による財政支援を行うなど、必要な指導・支援をお願いしたい。

(2) 改正法の施行に伴う共済事業の事業実施における対応について

【P 3 3・P 4 7（参考資料 8）参照】

平成 19 年に行われた消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下、「法」という。）の改正により、生協の共済事業においても、契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備されたところである。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（法第 50 条の 5 等）
- ② 生協が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う生協が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（法第 54 条の 2 等）

- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う生協が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（法第10条第3項等）

なお、①の事項に関連して、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下、「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号。以下、「生協法施行規程」という。）を平成22年に改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年3月期末の決算から各生協において支払余力比率を算出することとなっているところである。これに加え、今年度中に生協法施行規則及び生協法施行規程の改正を行うことにより、

- ① 平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付ける

- ② 平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用する

ことを予定しており、現在パブリックコメントの手続を実施しているところである（参考資料8：P47参照）。

各都道府県におかれては、所管生協に対して、財務の健全性を確保する観点から、上記のスケジュールを踏まえつつ、規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

（3）会計基準の適用について【P47（参考資料8）参照】

日本の企業会計の基準を定めている企業会計基準委員会の「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が公表され、当該基準に基づき、会社計算規則の改正が行われたことを踏まえ、消費生活協同組合法施行規則についても所要の改正を行うものであり、現在パブリックコメントの手続を実施しているところである（参考資料8：P47参照）。

この改正は、「会計上の変更」や「過去の誤謬の訂正」等が生じた場合において、決算関係書類等に係る取扱いを規定したものであり、本年3月末以降の決算期の決算関係書類等について適用するものである。また、この改正に伴い、決算関係書類等に係る様式の改正を別途通知にて行う予定である。

各都道府県におかれては、所管生協において「会計上の変更」や「過去の誤謬の訂正」等が行われた場合には、この会計基準に適切に対応されるよう、所管生協に対する周知徹底をお願いしたい。

(4) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県におかれては、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ② 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ③ 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑤ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、判断されるようお願いしたい。

(5) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について

平成24年度予算（案）においては、生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1／2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

特に、共済事業を実施する生協を所管している都道府県におかれては、2に記載の規制に対応できるよう、生協の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得るなど、検査担当者の知識向上を図った上で、生協の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(6) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

(7) 国際協同組合年について

本年は、国連総会宣言により、協同組合の社会的認知度を高め、その発展を促進することなどを目的とした「国際協同組合年」とされている。

国際協同組合年の期間は、各国において、協同組合に関する会議・イベントが開催される予定であり、日本においても、生協を含む各種協同組合や有識者による「2012年国際協同組合年全国実行委員会」が組織され、全国的なイベントが予定されている。

また、都道府県単位でも、昨年12月時点で29道府県に、実行委員会や協同組合間連携協議会が立ち上げられ、様々な取り組みが行われる予定である。

生協を所管する厚生労働省としても、全国的な各種イベントにかかる後援などを行っていきたいと考えている。各都道府県の生協所管部局におかれても、国際協同組合年の趣旨を踏まえ、関係部署と連携し、積極的な支援を行っていただきたい。

なお、全国実行委員会作成のパンフレットを同封したので、参照されたい。

地域における生協の社会的役割について

社会背景

- 少子高齢化社会の進展による地域コミュニティや家族の在り方の変化
- 高齢者等の「孤立防止」「見守り」「買い物支援」等の必要性

生協の役割

<地域社会への貢献>

高齢者等の買い物弱者に対する「見守り」「買い物支援」などの積極的な実施

【具体例】

- 自治体や関係団体と連携し、以下の取組みを実施
 - ・ 交通不便地域への移動車両による食料品・日用品の提供
 - ・ 生協店舗までの買い物バスの運行

先進的な
取組みの蓄積

生協間の連帯

東日本大震災では・・・

各地の先進的な地域貢献の取組みの蓄積が、生協間の連帯により、移動販売、買い物バスの実施など効果的に機能



都道府県における後方支援・指導

各都道府県におかれては、以下の支援・指導をお願いしたい。

- ・ 地域におけるニーズ把握
- ・ 所管生協との意見交換
- ・ 財政支援（セーフティネット支援対策等事業費補助金『社会的包摂・「絆」再生事業』の活用など）

消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）

生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、生協の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。

スケジュール

【健全性の基準】

- ・ 平成22年3月期末決算から（※1）・・・支払余力比率の算出
 - ・ 平成24年3月期末決算から（※2）・・・参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
 - ・ 平成25年3月期末決算から（※2）・・・早期是正措置の指標として適用
- （※1）平成21年1月に生協法施行規則及び施行規程を改正済み
（※2）今年度中に生協法施行規則及び施行規程を改正予定

【最低出資金規制・兼業規制】

- ・ 平成25年4月から適用

共済事業実施生協を所管する都道府県におかれては、所管生協に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、上記のスケジュールを勘案しつつ、適切な指導・監督を行うことをお願いしたい。

東日本大震災における生協の取り組み概況

震災直後の緊急支援

「日本生協連資料(平成24年2月末日)」

- 全国の生協とメーカーの協力の元、燃料や食料品・日用品など約1200万点を、被災地の生協や自治体に提供
- 各地の生協から被災地へ、延べ3,600人を派遣

※ 被災地の各生協が、地元の県や市町村と「災害時の応急支援物資供給協定」を締結していたことにより、支援物資提供が円滑に実施



全国の生協から寄せられる支援物資
(3/17 日本生協連桶川DC)

緊急支援後の生活支援

- お見舞い訪問・電話掛け等による安否確認
(みやぎ生協は、約14万人の組合員の安否を確認)
- 移動販売
(大槌町、釜石市など120ヶ所で実施し、約3,300人が利用)
- 炊き出し
(陸前高田市、釜石市など50ヶ所で実施し、豚汁、牛丼など約25,000食を提供)
- 御用聞き
(福島県内410ヶ所の福祉施設等に対する不足物資の聞き取り及び配送)
- 医療福祉生協による人的・物的支援
 - ・ 医師120名、看護師・保健師 173名ほか
 - ・ 食品、飲料水、衛生用品、医薬品など約70万点



みやぎ生協のお見舞い訪問



いわて生協の移動販売(釜石市)



福島医療生協による避難所での医療活動

仮設住宅などにおける買物困難者支援

- 移動販売(石巻市、東松島市、南三陸町、気仙沼市、福島市)
- 買い物バスの定期運行(宮古市)
- 夕食宅配の実施(気仙沼市、仙台市、名取市、岩沼市、福島市ほか)
- 宅配サービスによる仮設住宅内の班・グループのコミュニケーションの促進に寄与
- 仮設住宅の居住者をサポートする共同購入ステーションの設置(仙台市、石巻市)
- 被災した個人宅配利用者を対象に、宅配手数料の減免を実施
- 被災県以外の生協においても、避難者を対象に宅配手数料の減免などを実施



仮設住宅を巡回する移動販売車



共同購入ステーションで商品のお渡し

ボランティア活動等その他の支援

- ボランティア活動
 - ・ 仮設住宅への引越しの手伝い(201件)
 - ・ 被災者に義服を提供する活動
 - ・ 家屋内外の片付け など
- ふれあい喫茶や青空カフェ、子どもと一緒に楽しむイベント、バザーなどの開催
- 全国の生協による基金活動(平成24年2月時点で、約35億円)
- 「つながろうCO・OPアクションくらし応援募金」の実施
(仮設住宅での灯油支援、福島県の子どもも保養、学校への図書寄贈等の目的募金)



被災した店頭での青空カフェ
(石巻市)



引越しの手伝い(釜石市)



ボランティア活動(大槌町)

連 絡 事 項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成24年度の全国民生委員児童委員大会は、大分県において開催することとしているので、ご了解願うとともに、管内市町村等への周知をお願いします。

平成24年度第81回全国民生委員児童委員大会

○ 開催日：10月18日（木）～19日（金）

○ 会 場：別府国際コンベンションセンター 他 （大分県）

2 全国ボランティアフェスティバルについて

平成24年度の全国ボランティアフェスティバルは、三重県で実施される予定となっており、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いします。

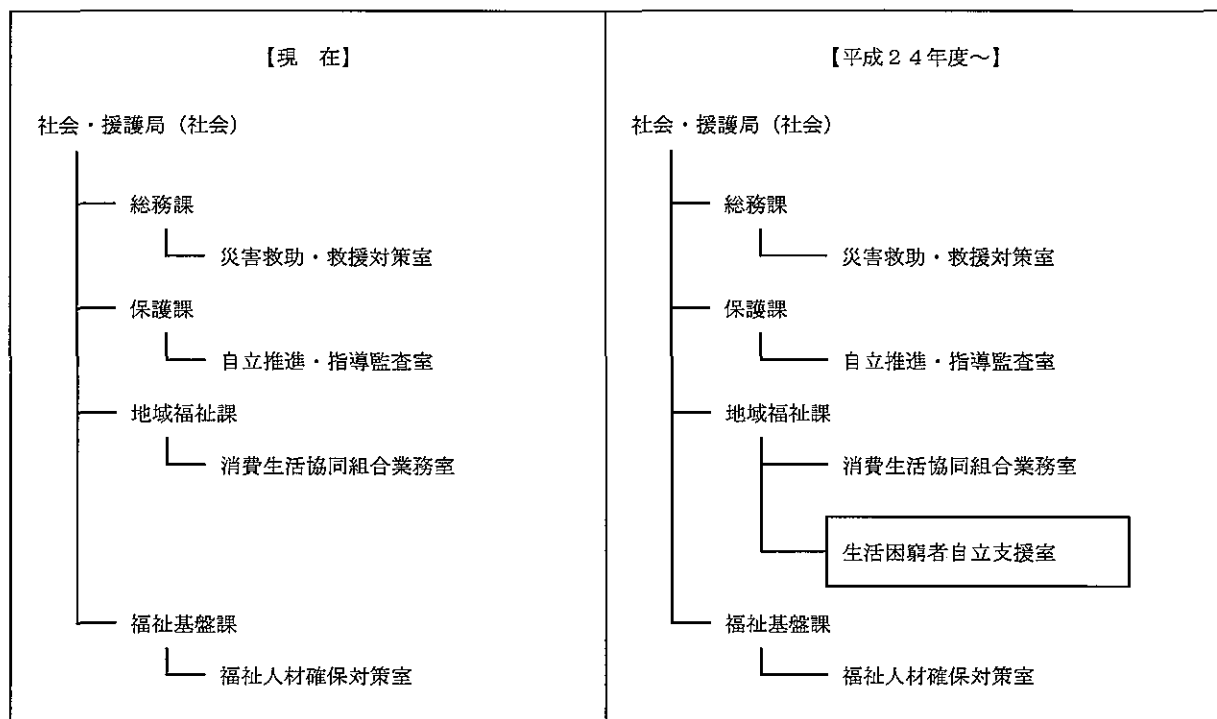
第21回全国ボランティアフェスティバルみえ

○ 開催日：9月29日（土）～30日（日）

○ 会 場：三重県総合文化センター 他 （三重県）

3 生活困窮者自立支援室の設置について

社会・援護局（社会）では、生活困窮者対策を総合的に推進していくため、地域福祉課に「生活困窮者自立支援室」を設置し、平成24年度から新たな体制で業務に取り組んでいくこととしているので、ご了解願いたい。



参 考 資 料

1 平成24年度地域福祉課予算(案)の概要

平成24年度予算(案)の概要

社会・援護局地域福祉課

事 項	平成23年度 予 算 額 千円	平成24年度 予算額(案) 千円	差 引 増 △ 減 額 千円	備 考
1 社会的包摂・「絆」再生事業関係 ・ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 ・地域コミュニティ復興支援事業(新規)				(参考)平成23年度第三次補正予算 ○緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]の積み増し ・社会的包摂・「絆」再生事業 145億円 ・生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備 165億円 ○緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]の事業期間を平成24年度末まで延長
2 生活福祉資金貸付事業関係				【新規事項】 生活福祉資金貸付事業の事務費の補助規定の見直し(セーフティネット支援対策等事業費補助金)
3 地域福祉増進事業関係 ・安心生活創造事業 ・地域福祉等推進特別支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・民生委員・児童委員研修事業 ・消費生活協同組合指導監督事業	セーフティネット支援対策等事業費補助金(統合補助金)の内数			【新規事項】 ○地域人材活用支援事業(新規) (セーフティネット支援対策等事業費補助金) ・定年退職者等が持っている資格やノウハウなどの潜在的な社会資源を発掘し、地域の活躍の場に結びつけるコーディネーターを養成・配置し、高齢者や障害者などの社会的弱者等に対する支援を行う(補助率:1/2)
4 地方改善事業関係 (1)地方改善施設整備費 (2)地方改善事業費	5,583,371 927,000 4,656,371	5,288,977 787,000 4,501,977	▲ 294,394 ▲ 140,000 ▲ 154,394	
5 全国社会福祉協議会活動の推進関係	75,971	92,674	16,703	・ボランティアセンター機能の充実・強化 ・民生委員に対する情報支援 ・各種人権問題に対する施策の推進 等
6 ホームレス全国概数調査に係る経費関係	139,175	22,674	▲ 116,501	
7 その他(旧本省費等)	17,995	21,058	3,063	
合 計	5,816,512	5,425,383	▲ 391,129	

2 生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について

社援発0223第3号
平成24年2月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について

従来より、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」(平成13年3月30日社援保発第27号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)にて通知しているとおり、生活に困窮された方に関する情報が、地方自治体の福祉担当部局の窓口につながるよう、関係部局、機関等との連絡・連携体制について強化を図り、生活に困窮された方の把握や必要な支援に努めるようお願いしてきたところである。

今般、生活に困窮された方が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生している。また、一部の地方自治体においては、関係部局・機関(民生委員を含む)等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態も見受けられる。

このような実態を踏まえ、生活に困窮された方に関する情報を地方自治体の福祉担当部局が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉部局との連携等に係る協力について」(平成14年4月23日資源エネルギー庁関係課長通知)に留意し事業者等と連携を強化されたい。

なお、その際は事業者や民生委員等から得られる生活に困窮された方の情報が着実に必要な支援につながるよう、地方自治体の福祉担当部局にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。こうした情報を得た地方自治体の福祉担当部局は、民生委員等と連携の上、必要に応じて、生活に困窮された方に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認を行うなど適切な支援を実施されたい。

今後、事業者と福祉関係部局との連携がより円滑に行われるようにするための方策について、検討することとしているのでご了知されたい。

なお、本通知については、資源エネルギー庁と協議済みであることを念のため申し添える。

3 地域主権一括法案による民生委員法の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案による民生委員法の一部改正

1 改正法に関する「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」の記述の抜粋

3 職員等の資格・定数等

[厚生労働省]

(9) 民生委員法（昭 23 法 198）

- ・ 民生委員の定数（4 条）は、条例（制定主体は都道府県）に委任する。条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数（8 条 2 項）は、廃止する。

4 その他の義務付け・枠付けの見直し

(2) 民生委員法（昭 23 法 198）

- ・ 都道府県知事の民生委員の推薦に係る地方社会福祉審議会への意見聴取（5 条 2 項）は、民生委員の委嘱手続を簡略化する観点から義務の緩和を行う。

2 改正の概要

（民生委員法第 4 条）

- 都道府県の自主性及び自立性を高め、より地域の実情に沿うようにする観点から、民生委員の定数について、現行法において厚生労働大臣の定める基準に従って都道府県知事が定めることとされているところを、都道府県の条例により定めることとする。
- 定数を条例で定めるに当たって、厚生労働大臣の定める基準は、「参酌すべき基準」とする。

（民生委員法第 5 条第 2 項）

- 都道府県知事は、市町村推薦会が推薦した民生委員について、厚生労働大臣に推薦を行うに当たり、民生委員の選任において慎重を期す観点から、地方社会福祉審議会の意見を聴くこととされている。
- 都道府県の自主性及び自立性を高め、より地域の実情に沿って民生委員の選任を行うことができるようにする観点から、都道府県知事が厚生労働大臣に推薦を行うに当たり、地方社会福祉審議会の意見を聴くこととされていることについては、これを意見を聴くよう努めるものとする規定に改める。

(民生委員法第8条第2項)

- 民生委員推薦会の委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱することとされている。
 - 一 市町村の議会の議員
 - 二 民生委員
 - 三 社会福祉事業の実施に関係のある者
 - 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
 - 五 教育に関係のある者
 - 六 関係行政機関の職員
 - 七 学識経験のある者
- 市町村長の自主性及び自立性を高め、より地域の実情に沿って民生委員推薦会の委員を委嘱できるようにする観点から、市町村長が委嘱する民生委員推薦会の委員の資格についてはこれを廃止し、併せて資格ごとの定数を廃止する。

3 施行期日（附則第一条関係）

公布日（民生委員法第4条の改正規定は平成25年4月1日）

4 経過措置

第4条の改正規定については、施行の日から起算して1年を超えない期間内において、改正後の民生委員法に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、従前の定数によるものとする。

改 正 案	現 行
第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。 2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。 第五条（略） 2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。 第八条（略） 2 委員は、当該市町村の区域の实情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。	第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。 （新設） 第五条（略） 2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。 第八条（略） 2 委員は、当該市町村の区域の实情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。 一 市町村の議会の議員

3・4（略）	二 民生委員 三 社会福祉事業の実施に関係のある者 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 五 教育に関係のある者 六 関係行政機関の職員 七 学識経験のある者 3・4（略）
---------------	---

4 都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成23年調査				平成22年 調査の人数	23-22 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			平成21年 調査の人数	平成20年 調査の人数	平成19年 調査の人数
北海道	78	1	6	85	98	▲ 13	124	145	161
青森県	3	0	0	3	5	▲ 2	8	2	7
岩手県	8	0	0	8	15	▲ 7	21	23	32
宮城県	118	13	7	138	119	19	140	110	144
秋田県	8	0	0	8	12	▲ 4	15	10	8
山形県	7	1	0	8	7	1	18	7	11
福島県	11	1	2	14	22	▲ 8	20	27	15
茨城県	43	5	4	52	60	▲ 8	62	86	78
栃木県	59	1	2	62	63	▲ 1	74	81	79
群馬県	73	5	5	83	110	▲ 27	98	97	96
埼玉県	465	12	20	497	592	▲ 95	622	597	781
千葉県	428	21	13	462	510	▲ 48	503	524	594
東京都	2,597	75	0	2,672	3,125	▲ 453	3,428	3,796	4,690
神奈川県	1,629	31	25	1,685	1,814	▲ 129	1,804	1,720	2,020
新潟県	21	1	0	22	23	▲ 1	39	38	51
富山県	18	0	0	18	24	▲ 6	32	23	29
石川県	14	0	0	14	17	▲ 3	24	21	18
福井県	4	0	0	4	5	▲ 1	28	32	41
山梨県	19	0	11	30	36	▲ 6	38	41	42
長野県	7	0	0	7	14	▲ 7	13	13	29
岐阜県	20	8	1	29	47	▲ 18	74	67	59
静岡県	179	11	19	209	240	▲ 31	297	315	370
愛知県	504	15	125	644	747	▲ 103	929	851	1,023
三重県	31	4	7	42	55	▲ 13	61	68	61
滋賀県	7	0	2	9	14	▲ 5	18	20	32
京都府	229	16	34	279	295	▲ 16	353	401	407
大阪府	2,441	47	12	2,500	3,338	▲ 838	4,302	4,333	4,911
兵庫県	310	8	23	341	419	▲ 78	533	575	627
奈良県	3	0	0	3	11	▲ 8	14	19	22
和歌山県	26	1	0	27	29	▲ 2	56	74	70
鳥取県	2	0	0	2	1	1	3	3	6
島根県	1	0	0	1	1	0	4	4	7
岡山県	29	0	2	31	57	▲ 26	75	67	85
広島県	75	3	2	80	106	▲ 26	154	138	153
山口県	8	0	2	10	9	1	11	21	23
徳島県	3	0	0	3	4	▲ 1	8	13	33
香川県	16	1	4	21	28	▲ 7	27	24	34
愛媛県	40	1	3	44	37	7	38	40	25
高知県	4	1	3	8	5	3	14	24	23
福岡県	404	21	17	442	614	▲ 172	1,237	1,082	1,177
佐賀県	23	0	3	26	38	▲ 12	39	43	41
長崎県	12	0	0	12	15	▲ 3	13	11	30
熊本県	32	3	5	40	76	▲ 36	73	111	110
大分県	15	1	4	20	32	▲ 12	38	35	45
宮崎県	20	0	0	20	40	▲ 20	31	27	35
鹿児島県	35	1	3	39	43	▲ 4	57	59	62
沖縄県	130	6	0	136	152	▲ 16	189	200	167
合 計	10,209	315	366	10,890	13,124	▲ 2,234	15,759	16,018	18,564

(1)生活福祉資金の資金種類別貸付決定状況

資金種類	H18		H19		H20		H21		H22	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉費等	2,104 件	18.6 億円	1,799 件	15.9 億円	1,736 件	14.9 億円	4,115 件	33.4 億円	5,066 件	39.3 億円
緊急小口資金	1,174 件	0.6 億円	1,514 件	1.0 億円	3,127 件	2.4 億円	15,590 件	13.3 億円	21,376 件	18.6 億円
教育支援資金	6,664 件	58.2 億円	6,732 件	54.5 億円	7,906 件	60.3 億円	13,139 件	93.0 億円	14,287 件	99.7 億円
総合支援資金(H21.10～)							26,353 件	178.7 億円	41,344 件	262.2 億円
離職者支援資金(～H21.9)	969 件	13.9 億円	870 件	12.5 億円	1,610 件	23.0 億円	1,960 件	24.1 億円		
不動産担保型生活資金	123 件	21.4 億円	141 件	24.6 億円	119 件	20.1 億円	127 件	21.0 億円	120 件	19.7 億円
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(H19.4～)			135 件	10.1 億円	367 件	24.9 億円	244 件	15.7 億円	238 件	16.8 億円
計	11,034 件	112.6 億円	11,191 件	118.4 億円	14,865 件	145.6 億円	61,528 件	379.2 億円	82,431 件	456.3 億円

※ 各資金資金種類の貸付決定額は端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(2) 生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

NO.	都道府県	平成21年度		平成22年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	1,841	1,436,672	1,964	1,506,340
2	青森県	866	522,505	1,208	743,115
3	岩手県	1,502	1,062,956	3,038	1,354,125
4	宮城県	573	336,309	391	198,040
5	秋田県	630	543,030	840	531,244
6	山形県	885	491,536	949	515,906
7	福島県	1,256	498,837	1,645	634,679
8	茨城県	690	322,788	1,506	602,283
9	栃木県	586	507,643	659	423,858
10	群馬県	624	287,379	1,455	592,454
11	埼玉県	1,888	1,074,247	3,385	1,774,508
12	千葉県	3,110	2,214,578	6,627	3,888,174
13	東京都	7,827	5,391,430	9,145	6,531,898
14	神奈川県	2,367	1,286,636	2,777	1,467,778
15	新潟県	967	515,390	1,257	677,977
16	富山県	560	195,271	588	214,562
17	石川県	1,131	499,363	1,288	657,610
18	福井県	351	186,293	308	133,137
19	山梨県	144	52,266	117	34,257
20	長野県	1,004	375,959	813	273,584
21	岐阜県	859	323,036	987	340,879
22	静岡県	2,569	890,057	3,704	1,441,799
23	愛知県	2,250	1,303,480	2,455	1,128,053
24	三重県	889	475,190	1,159	478,903
25	滋賀県	1,404	913,698	1,236	931,035
26	京都府	1,888	1,009,323	3,711	1,879,126
27	大阪府	6,526	5,597,011	7,511	5,883,617
28	兵庫県	4,312	3,254,148	5,602	3,300,354
29	奈良県	740	527,343	608	284,992
30	和歌山県	180	95,397	165	117,336
31	鳥取県	220	96,602	333	128,937
32	島根県	271	163,327	280	137,374
33	岡山県	259	136,118	250	87,855
34	広島県	1,020	588,611	1,120	519,099
35	山口県	493	170,160	497	157,339
36	徳島県	290	218,387	210	189,943
37	香川県	573	261,735	996	394,591
38	愛媛県	394	160,413	504	244,122
39	高知県	491	275,621	526	338,163
40	福岡県	2,877	1,611,952	4,974	2,477,676
41	佐賀県	73	35,133	55	22,976
42	長崎県	838	554,529	1,067	632,410
43	熊本県	499	198,669	632	330,906
44	大分県	712	253,815	911	221,461
45	宮崎県	554	394,014	837	455,766
46	鹿児島県	332	109,256	553	147,765
47	沖縄県	1,213	498,296	1,588	603,096
合 計		61,528	37,916,409	82,431	45,631,102

6 高校生の授業料等滞納に係る生活福祉資金貸付（教育支援資金）の取扱いについて

社援地発0125第1号
平成24年1月25日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

高等学校に在学する者の授業料等滞納に係る
生活福祉資金貸付（教育支援資金）の取扱い
について

生活福祉資金貸付制度については、平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」等に基づいて行われているところである。

本制度の教育支援資金は、低所得世帯に属する子等に対し、学校教育法に規定する高等学校等に修学するために必要な経費について貸付けを行っているところであるが、高等学校に在学する者が授業料を滞納しているために出席停止処分等を受け、学校を卒業できないおそれがある問題に対し、平成22年2月及び平成23年2月に特例的な取扱いを行ったところである。

経済的理由による修学困難な者への支援については、教育施策により、授業料の減免や昨年度からの公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度等の対応が行われているところである。

しかしながら、昨今の厳しい経済情勢を踏まえ、福祉的観点からの対応も必要であることから、下記のとおり、今年度においても特例的に高等学校の授業料等について遡及して貸し付けることを可能とすることとしたので、ご了知の上、各都道府県の社会福祉協議会の準備が整い次第、速やかに実施していただくようお願いしたい。

なお、必要な世帯が利用できるよう、各都道府県教育委員会高等学校主管課及び私立学校主管課と連携して、本制度及び本取扱いについて、管内の社会福祉協議会、教育委員会及び学校等関係者への周知をお願いしたい。

記

1 教育支援資金の取扱いについて

教育支援資金について、高等学校の授業料等をやむを得ない事情により滞納したときまで遡及して、当該滞納額を貸し付けることを可能とする。

2 貸付条件等

- (1) 現に高等学校に在学中であること。
- (2) 授業料等を滞納したことについてやむを得ない理由があること。
- (3) 遡及貸付の対象となる経費は、高等学校に在学する者が学校に支払うことが求められている経費であって、過去に滞納している授業料など、教育支援資金の対象経費であり借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。
金額については、書類などで確認を行うこととし、また、借受人が学校に支払った後、領収書を提示させることにより確認をすることとする。
- (4) 貸付金額は、教育支援資金における貸付金額の限度に準ずるものとする。
- (5) この取扱いは、貸付対象を遡及するものである。したがって、貸付手続等の日付それ自体は、当然、当概手続等を行う日のものとされたい。

3 留意事項

本取扱いは、あくまで特例的に遡及して貸付けを行うというものであり、貸付けの対象となる要件を拡大するものではないが、卒業の時期が間近に迫っていることも踏まえ、資金の必要時期に間に合うよう迅速な貸付決定にご配慮いただきたい。

地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後 (案)				現 行			
1. 区分	2. 種目	3. 基 準 額	4. 対 象 経 費	1. 区分	2. 種目	3. 基 準 額	4. 対 象 経 費
指導監督等事業	指導監督等事業費	(略)	(略)	指導監督等事業	指導監督等事業費	(略)	(略)
隣保館運営事業	隣保館運営費	(略) 1. (略) 2. 周辺地域巡回事業 1館当たり224,000円 (略)	(略)	隣保館運営事業	隣保館運営費	(略) 1. (略) 2. 周辺地域巡回事業 1館当たり224,000円 (略)	(略)
	隣保館サービス事業費	1館当たり1,236,000円	(略)		隣保館サービス事業費	1館当たり2,021,000円	(略)
	地域交流促進事業費	(略) 1. 休日開館事業 5,840円×活動延日数 ただし、年間24日以上であること 2. 交流促進講座開催事業 1館当たり496,000円 ただし、1講座当たり月6時間程度以上、年18時間以上開催すること	(略)		地域交流促進事業費	(略) 1. 休日開館事業 5,704円×活動延日数 ただし、年間24日以上であること 2. 交流促進講座開催事業 1館当たり546,000円 ただし、1講座当たり月6時間程度以上、年18時間以上開催すること	(略)
	相談機能強化事業費	1館当たり1,132,000円	(略)		継続的相談援助事業費	1館当たり419,000円	(略)
	広域隣保館活動事業費	1ヶ所当たり1,982,000円	(略)		広域隣保館活動事業費	1ヶ所当たり2,389,000円	(略)
生活館運営事業	生活館運営費	1館当たり1,179,000円 ただし、 1. 厚生労働大臣が認めた生活館については3,809,400円の範囲内とする。 2. (略)	(略)	生活館運営事業	生活館運営費	1館当たり1,279,000円 ただし、 1. 厚生労働大臣が認めた生活館については3,909,400円の範囲内とする。 2. (略)	(略)
	生活館活動推進事業費	1館当たり367,000円 (略)	(略)		生活館活動推進事業費	1館当たり365,000円 (略)	(略)

8 生協法施行規則及び生協法施行規程の一部改正について

現在パブリックコメント中（H24.3.2まで）

平成24年2月2日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

消費生活協同組合法施行規則及び消費生活協同組合法施行規程 の一部改正について

第1 改正の趣旨

1 過年度遡及会計基準関係

今般、企業会計基準委員会の「会計上の変更及び誤謬^{ごびゅう}の訂正に関する会計基準」（以下「過年度遡及会計基準」という。）の公表に基づき会計計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正が行われたことを踏まえ、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の委任に基づく消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令・法務庁令・厚生省令・農林省令第1号。以下「規則」という。）について所要の改正を行う。

2 支払余力比率関係

共済事業を行う消費生活協同組合の支払余力比率について、事業報告書等への記載及びこれを用いた監督上の処分を行うため、消費生活協同組合法施行規則及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号。以下「規程」という。）について所要の改正を行う。

第2 改正の内容

1 過年度遡及会計基準関係

（1）定義規定の整備

所要の用語について、定義規定を整備する（規則第101条第1項及び第109条第1項）。

- ・遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類に遡って適用したと仮定して会計処理すること）
- ・誤謬^{ごびゅう}（意図的であるかどうかに関わらず、決算関係書類又は連結決算関係書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤り）
- ・誤謬^{ごびゅう}の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結

決算関係書類における誤謬を訂正したと仮定して決算関係書類又は連結決算関係書を作成すること)

- ・ 会計方針 (決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続)
- ・ 表示方法 (決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たって採用する表示の方法)
- ・ 会計上の見積り (決算関係書類又は連結決算関係書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、決算関係書類又は連結決算関係書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定すること)
- ・ 会計上の見積りの変更 (新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たってした会計上の見積りを変更すること)

(2) 損益計算書及び連結純資産変動計算書の規定の整備

損益計算書における「前期繰越剰余金」を「当期首繰越剰余金」に、「前期繰越損失金」を「当期首繰越損失金」に(規則第101条第1項及び第2項)、連結純資産変動計算書等における「前期末残高」を「当期首残高」に(規則第107条第5項及び第6項、第129条第1項、別表第3)改める。

(3) 損益計算書の貸倒引当金の戻入益について

表示区分を「特別利益」から「事業経費」、「事業外費用」又は「事業外収益」に変更する(規則第102条)。

(4) 注記に関する規定の整備

「会計方針の変更」、「表示方法の変更」、「会計上の見積りの変更」及び「誤謬^{ごびゅう}の訂正」の注記項目の新設並びにこれに伴う所要の改正をする(規則第109条、第112条から第113条の5まで)。

(5) 監査報告等に関する規定の整備

監査報告等の内容とすべき事項を定める規定につき、所要の形式的改正をする(規則第131条第2項、第136条第2項)。

(6) その他の改正事項

① 事業活動の概況に関する規定の整備

組合の事業活動の概況に関する事項について、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない旨を規定する(規則第124条第3項)。

② 決算関係書類及び連結決算関係書類の提供に関する規定の整備

提供決算関係書類及び連結決算関係書類を提供する際には、過年度事項を併せて提供することができる。この場合において、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない旨を規定する(規則第143条第3項及び第144条第3項)。

③ 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧に関する規定の整備

業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項について、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない旨を規定する（規則第209条第3項）。

2 支払余力比率関係

（1）平成24年3月末決算から適用分

① 支払余力比率の事業報告書等への記載

支払余力比率について、事業報告書における「組合の事業活動の概況に関する事項」とし、併せて「業務及び財産の状況に関する説明書類」の記載事項とする（規則第124条第4項、第209条第1項）。

② その他

各リスクの計算に当たって、リスクを重複して計上しないことを明確化するため、巨大災害リスクに対応するリスクを明確化し、その他リスク（生命）に普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスクが含まれないこと、その他リスク（損害）に火災リスク、自動車リスク、傷害リスクが含まれないことを明確化する（規程第4条の5第1項、別表第1）。

また、事業年度における実績値を用いて計上するリスクや責任準備金について、事業年度が1年でない場合の算出方法として、当該事業年度の末日前1年を事業年度とみなすこととする（規則第179条第1項、規程第7条第1項、第10条、別表第1）。

（2）平成25年3月末決算から適用分

支払余力基準に応じ、以下の監督上の処分規定を整備（規則第248条の2、別表第5）。

- ・第1区分（支払余力比率が100%以上200%未満であるもの）：経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
- ・第2区分（支払余力比率が0%以上100%未満であるもの）：共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令
- ・第3区分（支払余力比率が0%未満であるもの）：期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

第3 施行時期及び経過措置

1 施行時期

（1）過年度遡及会計基準関係

公布の日から施行する。

(2) 支払余力比率関係

支払余力比率の事業報告書等への記載等については平成24年3月末日以降に最初に終了する事業年度に係る決算から適用、支払余力比率による監督上の処分の規定については平成25年3月末日以降に最初に終了する事業年度に係る決算から適用とする。

2 経過措置

平成23年4月1日以後に開始した事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類等について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

第4 その他所要の改正

改正案	現行
（当期末処分剰余金又は当期末処理損失金） 第一百一条 次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。 一 当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の額（遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることを用いる。以下同じ。）又は誤謬（意図的であるかどうかに関わらず、決算関係書類又は連結決算関係書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類における誤謬を訂正したと仮定して決算関係書類又は連結決算関係書類を作成することを用いる。以下同じ。）をした場合にあっては、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の額及びこれに対する影響額） 二・三 （略） 2 第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号に掲げる額を減じて得た額（以下「当期末処分損益金額」という。）は、当期末処分剰余金	（当期末処分剰余金又は当期末処理損失金） 第一百一条 次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。 一 前期繰越剰余金又は前期繰越損失金の額 二・三 （略） 2 第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号に掲げる額を減じて得た額（以下「当期末処分損益金額」という。）は、当期末処分剰余金

改正案	現行
金として表示しなければならない。 一 （略） 二 前項第一号が当期首繰越剰余金である場合の当該剰余金の額 三・四 （略） 五 前項第一号が当期首繰越損失金である場合の当該損失金の額 3 （略） （貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金戻入益の表示） 第一百二条 貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額については、その差額のみを貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金戻入益としてそれぞれ次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 一 （略） 二 貸倒引当金戻入益 次に掲げる項目 イ 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業経費又は事業外収益 ロ 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業外費用又は事業外収益 第一百七条 （略） 2・4 （略） 5 出資金及び剰余金に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。	金として表示しなければならない。 一 （略） 二 前項第一号が前期繰越剰余金である場合の当該剰余金の額 三・四 （略） 五 前項第一号が前期繰越損失金である場合の当該損失金の額 3 （略） （貸倒引当金繰入額の表示） 第一百二条 貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額については、その差額のみを貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金戻入益としてそれぞれ次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 一 （略） 二 貸倒引当金戻入益 特別利益 第一百七条 （略） 2・4 （略） 5 出資金及び剰余金に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

一 当期首残高（勘及適用又は誤謬の訂正をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額。以下同じ。）

二・三 （略）

6 評価・換算差額等及び少数株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

- 一 当期首残高
- 二 当期変動額
- 三 当期末残高

（注記の区分）

第百九条 注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 （略）

二 重要な会計方針（決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続をいう。以下同じ。）に係る事項（連結決算関係書類の注記（以下「連結注記」という。）にあつては、連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更）に関する注記

三 会計方針の変更に関する注記

四 表示方法（決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記

五 会計上の見積り（決算関係書類又は連結決算関係書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、決算関係書類又は連結決

一 前期末残高

二・三 （略）

6 評価・換算差額等及び少数株主持分に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならない。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

（新設）

（新設）

（新設）

（注記の区分）

第百九条 注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 （略）

二 重要な会計方針に係る事項（連結決算関係書類の注記（以下「連結注記」という。）にあつては、連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項）に関する注記

（新設）

（新設）

（新設）

算関係書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）の変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。以下同じ。）に関する注記

六 誤謬の訂正に関する注記

七・十六 （略）

2 次の各号に掲げる注記には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

- 一 会計監査人監査組合以外の組合の注記 前項第一号、第五号及び第十三号に掲げる項目
- 二 連結注記 前項第八号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる項目

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百十二条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 五 （略）

（削る）

（新設）

三・十二 （略）

2 次の各号に掲げる注記には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

- 一 会計監査人監査組合以外の組合の注記 前項第一号及び第九号に掲げる項目
- 二 連結注記 前項第四号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる項目

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百十二条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、決算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他の決算関係書類作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 五 （略）

2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）も重要な会計方針に関する注記とする。

一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及

(連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

第百十三条 (略)

2 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記は、連結の範囲又は持分法の適用の範囲を変更した場合(当該変更が重要性の乏しいものである場合を除く。)におけるその旨及び当該変更の理由とする。

(会計方針の変更に関する注記)

第百十三条の二 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認め

られる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。
ただし、会計監査人監査組合以外の組合にあつては、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更の理由
- 三 適及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に對する影響額

四 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。)

- イ 決算関係書類又は連結決算関係書類の主な項目に對する影響額
- ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

2 個別注記に注記すべき事項(前項第三号並びに第四号ロ及びハに掲げる事項に限る。)(が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記にその旨を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない。)

(表示方法の変更に関する注記)

第百十三条の三 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該表示方法の変更の内容
- 二 当該表示方法の変更の理由

2 個別注記に注記すべき事項(前項第二号に掲げる事項に限る。)(が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記にその旨

び当該変更が決算関係書類に与えている影響の内容

二 表示方法を変更したときは、その内容

(連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

第百十三条 (略)

2 連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)も連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記とする。

- 一 連結の範囲又は持分法の適用の範囲を変更したときは、その旨及び変更の理由

二 会社処理の原則及び手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結決算関係書類に与えている影響の内容

三 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第百十三條の四 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該会計上の見積りの変更の内容

二 当該会計上の見積りの変更の決算関係書類又は連結決算関係書類の項目に対する影響額

三 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

(誤謬の訂正に関する注記)

第百十三條の五 誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該誤謬の内容

二 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

(組合の事業活動の概況に関する事項)

第百二十四條 (略)

一六 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に掲げる事項については、当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又

(新設)

(新設)

(組合の事業活動の概況に関する事項)

第百二十四條 (略)

一六 (略)

2 (略)

(新設)

は剰余金処分計算書若しくは損失処理計算書に表示すべき事項をいう。
第百四十四條を除き、以下同じ。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(事業報告書の附属明細書)

第百二十九條 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの(重要でないものを除く。)を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ イの取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての当期首残高、当期末残高及び当期増減額

四 (略)

(監事の決算関係書類に係る監査報告の内容)

第百三十一條 (略)

2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二・三 (略)

(事業報告書の附属明細書)

第百二十九條 事業報告書に係る附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの(重要でないものを除く。)を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ イの取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての前期末残高、当期末残高及び当期増減額

四 (略)

(監事の決算関係書類に係る監査報告の内容)

第百三十一條 (略)

2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二・三 (略)

(会計監査報告の内容)	
第百二十六条 (略)	
2	前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
1	(略)
二	会計方針の変更
三・四	(略)
(決算関係書類の提供)	
第百四十三条 (略)	
2	(略)
3	提供決算関係書類を提供する際には、過年度事項を併せて提供することができる。この場合において、提供決算関係書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る総会において承認又は報告をしたものとなるものとなつているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。
4	7 (略)
(連結決算関係書類の提供)	
第百四十四条 (略)	

(会計監査報告の内容)	
第百二十六条 (略)	
2	前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
1	(略)
二	正当な理由による会計方針の変更
三・四	(略)
(決算関係書類の提供)	
第百四十三条 (略)	
2	(略)
(新設)	
3	6 (略)
(連結決算関係書類の提供)	
第百四十四条 (略)	

2 (略)	
3	連結決算関係書類を提供する際には、過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書又は連結純資産変動計算書に表示すべき事項をいう。以下この項において同じ。)を併せて提供することができる。この場合において、連結決算関係書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の連結会計年度に相当する事業年度に係る総会において報告をしたものと異なるものとなつているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。
4	7 (略)
(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)	
第百九条 (略)	
2	(略)
3	第一項第三号ロ及びハ並びに第六号に掲げる事項については、当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る総会において承認又は報告をしたものと異なつているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とするものを妨げない。

2 (略)	
(新設)	
3	6 (略)
(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)	
第百九条 (略)	
2	(略)
(新設)	

別表第三(第百九条第一項第三号ハ関係)

項目	記載事項
----	------

別表第三(第百九条第一項第三号ハ関係)

項目	記載事項
----	------

(略)	(略)	経理に関する指標	(略)
(略)	(略)	一・二 (略) 三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、当期首残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細 四 法定準備金科目、任意積立金科目等に区分し、当期首残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高の区分ごとの法定準備金及び任意積立金明細 五 (略)	(略)

(略)	(略)	経理に関する指標	(略)
(略)	(略)	一・二 (略) 三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細 四 法定準備金科目、任意積立金科目等に区分し、前期末残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高の区分ごとの法定準備金及び任意積立金明細 五 (略)	(略)

未定稿

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文〔支払余力比率関係（平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用分）〕

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（組合の事業活動の概況に関する事項） 第二百二十四条（略） 2・3（略） 4 特定共済組合（法第五十条の五に規定する共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの（共同事業組合及びすべての共済契約を当該組合が会員となつてゐる連合会に再共済に付す組合を除く。）及び共済事業を行う連合会をいう。以下同じ。）については、第一項及び第二項の規定のほか、共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）を組合の事業活動の概況に関する事項の内容としなければならない。	（組合の事業活動の概況に関する事項） 第二百二十四条（略） 2・3（略） （新設）
（責任準備金の積立て） 第二百七十九条（略） 一（略） 二（略） イ（略） ロ 当該事業年度（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつて	（責任準備金の積立て） 第二百七十九条（略） 一（略） 二（略） イ（略） ロ 当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した

は、当該事業年度の末日前（一年）において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金の合計額から、当該共済掛金に係る共済契約に基づき当該事業年度において支払つた共済金その他の額、当該共済契約のために積み立てるべき支払準備金（法第五十条の八に規定する支払準備金をいう。以下同じ。）（第百八十四条第一項第二号に掲げる支払準備金を除く。）の額及び当該事業年度の事務費の合計額を控除した額	共済掛金の合計額から、当該共済掛金に係る共済契約に基づき当該事業年度において支払つた共済金その他の額、当該共済契約のために積み立てるべき支払準備金（法第五十条の八に規定する支払準備金をいう。以下同じ。）（第百八十四条第一項第二号に掲げる支払準備金を除く。）の額及び当該事業年度の事務費の合計額を控除した額
三（略） 2・5（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第二百九条 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。 一（略） 二（略） 三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ 直近の事業年度における事業の概況 ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 （1）経常収益 （2）経常剰余金又は経常損失金 （3）当期剰余金又は当期損失金 （4）出資金及び出資口数 （5）純資産額 （6）総資産額 （7）責任準備金残高 （8）貸付金残高	三（略） 2・5（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第二百九条 法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。 一（略） 二（略） 三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ 直近の事業年度における事業の概況 ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 （1）経常収益 （2）経常剰余金又は経常損失金 （3）当期剰余金又は当期損失金 （4）出資金及び出資口数 （5）純資産額 （6）総資産額 （7）責任準備金残高 （8）貸付金残高

(9) 有価証券残高 (10) 特定共済組合にあつては、共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率	(9) 有価証券残高 (新設)
(11) 法第五十二条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額 (12) 職員数 (13) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額	(10) 法第五十二条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額 (11) 職員数 (12) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額
ハ (略) 四〇五 (略) 六 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イハ (略)	ハ (略) 四〇五 (略) 六 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イハ (略)
ニ 特定共済組合にあつては、共済金等の支払能力の充実の状況（法第五十条の五各号に掲げる額に係る細目を含む。） ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) (3) (略) ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ト 貸付金償却の額	ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) (3) (略) ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ト 貸付金償却の額
2・3 (略)	2・3 (略)

未定稿

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文【支払余力比率関係（平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用分）】

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
(純資産の部の区分) 第八十四条 (略) 2・6 (略) 7 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目に細分しなければならない。 一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子法人等及び関連法人等の株式以外の有価証券をいう。以下同じ。）の評価差額をいう。以下同じ。） 二 (略)	(純資産の部の区分) 第八十四条 (略) 2・6 (略) 7 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目に細分しなければならない。 一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子法人等及び関連法人等の株式以外の有価証券をいう。第百六十六条の二第一項第五号において同じ。）の評価差額をいう。以下同じ。） 二 (略)
(特定共済組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) 第二百四十八条の二 特定共済組合についての法第九十四条の二第三項に規定する同条第二項の規定による命令であつて共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものは、次条に定める場合を除き、別表第五の上欄に掲げる共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（次条及び別表第五において「支払余力比率」という。）に係る区分に応じ当該区分の下欄に掲げる命令とする。	(新設)

第二百四十八条の三 特定共済組合が、その支払余力比率について当該

組合が該当していた別表第五の上欄に掲げる区分の支払余力比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その支払余力比率が当該組合が該当する同表の区分の支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を行政庁に提出した場合には、前条の規定に関わらず、当該組合の区分に応じた命令は、当該計画の提出時の支払余力比率から当該計画の実施後に見込まれる支払余力比率までに係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該組合についての命令は、当該計画の提出時の支払余力比率に係る同表の区分の下欄に定める命令とする。

2 別表第五第三区分の項に該当する特定共済組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他の有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。）が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表第二区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 支払余力比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

（新設）

3 別表第五非対象区分の項、第一区分の項及び第二区分の項に該当する特定共済組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表の第三区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

別表第五（第二百四十八条の二関係）

（新設）

支払余力比率に係る区分	命令
非対象区分（支払余力比率が二〇〇％以上であるもの）	
第一区分（支払余力比率が一〇〇％以上二〇〇％未満であるもの）	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分（支払余力比率が〇％以上一〇〇％未満であるもの）	次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一 共済金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 剰余金の割戻し又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 契約者割戻しの禁止又はそ

の額の抑制	四 新規に締結しようとする共済契約に係る共済掛金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更
五 事業費の抑制	六 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制
七 一部の事務所における業務の縮小	八 主たる事務所を除く一部の事務所の廃止
九 子会社等の業務の縮小	十 子会社等の株式又は持分の処分
十一 法第十条第二項に規定する保険会社その他厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（厚生労働省令で定めるものに限る。）の事業その他の共済事業に付随する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止	
十二 その他行政庁が必要と認める措置	

第三区分（支払余力比率が〇％未満であるもの）	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令
------------------------	-----------------------

未定稿

消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示案 新旧対象条文【支払余力比率関係（平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用分）】

○ 消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準） 第四条の二 法第五十条の五の規定により行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、厚生労働大臣が所管する特定共済組合（規則第百二十四条第四項に規定する特定共済組合をいう。以下同じ。）においては、次の算式により得られる比率が二百パーセント以上であることとする。	（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準） 第四条の二 法第五十条の五の規定により行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、厚生労働大臣が所管する特定共済組合（法第五十条の五に規定する共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの（共同事業組合及びすべての共済契約を当該組合が会員となつていてる連合会に再共済に付す組合を除く。）及び共済事業を行う連合会をいう。以下同じ。）については、次の算式により得られる比率が二百パーセント以上であることとする。
（各リスクの計算） 第四条の五（略） 一（略） 二 巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちいづれか大きい額（前号AからEまで及びIに掲げるリスクに係るものを除く。） イ・ロ（略） 258（略）	（各リスクの計算） 第四条の五（略） 一（略） 二 巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちいづれか大きい額 イ・ロ（略） 258（略）

（異常危険準備金の積立限度） 第七条（略） 一五（略） 六 火災リスク、自動車リスク及び傷害リスク 当該事業年度（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該事業年度の末日前一年。以下この項において同じ。）の正味収入危険共済掛金に二を乗じて得た額 七・八（略） 2（略） 第十条 第九条第一項各号の共済金等の支払額は、当該各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該事業年度の末日前一年）に支払った共済金の額と当該各事業年度の普通支払準備金の額の合計額とする。 別表第一（第四条の五第一項第一号関係）（略） 備考 一六（略） 七 その他リスク（生命）の対象金額は、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。 八 その他リスク（損害）の対象金額は、火災リスク、自動車リスク、傷害リスクに係る額を除いた額とする。 九 その他のリスク（生命）及びその他のリスク（損害）について、共済事業規約に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。	（異常危険準備金の積立限度） 第七条（略） 一五（略） 六 火災リスク、自動車リスク及び傷害リスク 当該事業年度の正味収入危険共済掛金に二を乗じて得た額 七・八（略） 2（略） 第十条 第九条第一項各号の共済金等の支払額は、当該各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度に支払った共済金の額と当該各事業年度の普通支払準備金の額の合計額とする。 別表第一（第四条の五第一項第一号関係）（略） 備考 一六（略） （新設） 七 その他のリスク（生命）及びその他のリスク（損害）について、共済事業規約に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。
---	---

十 正味経過危険共済掛金及び正味発生共済金額について、算定の対象となる事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該事業年度の末日前一年の額とする。

(新設)

未定稿

消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文「支払余力比率関係(平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用分)」 《未定稿》

○ 消費生活協同組合法施行規程(平成二十年厚生労働省告示第百三十九号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額) 第二十二條 規則第二百四十八條の三第二項及び第三項の厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。 一 法第五十條の九の価格変動準備金の額 二 規則第七十九條第一項第三号の異常危険準備金の額 三 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額 四 その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額	(新設)

